

第六十八回 参議院 商工委員会 會議録 第十七号

昭和四十七年六月六日(火曜日)
午前十時三十三分開会

委員の異動

六月三日

兼任

浅井 亨君

補欠選任

中尾 辰義君

出席者は左のとおり。

委員長 大森 久司君
理事 川上 為治君
鋤木 亨弘君
竹田 現昭君
藤井 恒男君

委員

赤間 文三君
小笠 公昭君
大谷 藤之助君
矢野 登君
山本 敬三郎君
渡辺 一太郎君
阿具根 登君
大矢 正君
林 虎雄君
中尾 辰義君
原田 立君
柴田 利右門君
須藤 五郎君

国務大臣

通商産業大臣 田中 角榮君

政府委員

通商産業政務次官 林田 悠紀夫君
通商産業大臣官房参事官 増田 実君

通商産業省企業局長 本田 早苗君

通商産業省企業局参事官 田中 芳秋君

通商産業省鉱山局長 莊 清君

通商産業省鉱山局参事官 飯塚 史郎君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 石炭局石炭部長 中 原 晃君

労働省職業安定局長 菊地 拓君

事務局長 常任委員会専門員 和達 清夫君

参考人 中央公害対策審議会会長 飯島 貞一君

日本工業立地センター常務理事 北海道知事 堂垣 内尚弘君

北海 道 知 事 吉田 久君

全国鉱業市町村連合会副会長

本日、両案について、参考人から御意見を承ることにしております。

参考人として、中央公害対策審議会会長 和達清夫君、日本工業立地センター常務理事 飯島貞一君、北海道知事 堂垣内尚弘君、全国鉱業市町村連合会副会長 吉田久君、以上四名の方々の御出席を願っております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

参考人各位におかれましては、御多用のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、ただいま審議中の工業再配置促進法案及び産業地域振興事業団法の一部を改正する法律案の両案について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を承り、もって本委員会における審査の参考にしたいたしと存じておりますので、何とぞよろしく御願い申し上げます。

なお、各参考人にはそれぞれ二十分程度の陳述をお願いし、その後、委員からの質疑にお答えいただくことになっておりますので、どうぞよろしく御願いいたします。

それでは、まず和達参考人にお願いたします。

○参考人(和達清夫君) 私は、主として環境や公害問題との関連において本法案について申し上げます。

まず、全般的に申しまして、この工業再配置促進法案は、法律自身が産業の発展、経済の伸長を目的としているものと思われ、それを進めようというに当たって、公害環境問題を十分配慮してこれを行なうとするものであること、また、現在、緊急を告げている環境問題の一面にプラスをするものであることにより、現在のわが国の環境の状態にもかんがみて、けっこうであると思えます。

そこで、本法案の冒頭の目的について述べるところで、「環境の整備その他環境の保全」に配慮しつつ推進する措置を講ずると明記されていますが、私が申し上げたいのは一にかかってこのことにあり、これが実際に間違いなく行なわれることが、本家に賛意を表するにあたっての基本的条件であることを重ねて申し上げたく存じます。

言うまでもなく、現在の過密した地域、特に大都会における環境を是正するため、工場等がその地域から移転することはきわめて望ましいところと存じます。ただ問題は、一にかかって行った先の環境保全がどうなるかということであり、このことは提案理由にいわれているところの「工業生産の全国的な平準化の促進」というものが、いわゆる公害の全国的なばらまきになっては何もならないどころか、国として大きなマイナスになることは言うまでもありません。何とかして密集地帯の環境をよくしたいが、それは無考で、いまなおよい環境、特に自然環境を保持している地域の犠牲、あるいは破壊において行なっているではないという、そのところが、私が本案に対して申し上げたい全部とも言えると思えます。したがって、工業再配置にあたって、どのようにむずかしいことがあろうとも、骨が折れようとも、適切な道をさがし求め、環境悪化を防ぎ得るめどをつけてこれを行ない、その達成に最大の努力を払われんことが大切と存じます。

元来、公害対策基本法において、「土地利用及び施設の設置に関する規制」の条項で、「政府は、公害を防止するため、土地利用に関し、必要な規制の措置を講ずるとともに、公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域について、公害の原因となる施設の設置を規制する措置を講じなければならぬ」とあります。公害防止にはこのことが基本と思えます。この政府の立地規制がまだ

明確にできていない現段階において、現法案の工業の再配置計画は、東京、大阪など大都會のよりよい環境づくりにより一歩前進しようとする現下の問題にプラスとなることは十分認めつつも、これは規制でなく工場誘導の問題であり、誘導地域への誘導にあたっては都道府県単位に行なわれ、それらの立地指導を行なうという行政的措置において環境をそこなわれないように配慮しようというものであります。しかし、根本的にはやはり環境保全は指導面だけでなく、規制の面から考えていかねばならないものと思われまふ。したがって、この法案とは別に、公害対策基本法という立地規制はこれであらうなかつたというのでなく、大いに進められるべきものと考えます。

本法案とともに示された通産大臣の工業再開発指標によりますと、基本的考え方として、一全国各地域の開発ポテンシャルに応じて安全快適かつ効率的な生活環境を創造し、国土全体を均衡のとれた高効率な姿に再編成し、趣旨はけっこうであります。この際言うまでもなく、工業開発というよりも地域住民の福祉が最も優先して考えられる再配置であるべきと思ひます。そして国土均衡という姿は、国土がどこでも同じようにというのではなく、国土の相当の部分には、人工的でなく本来の自然がよく保存された地域を十分に残されるようにされたいと願うものであります。すなわち、工場の誘導地域において植樹とか下水道とか、いわゆる人工的環境整備に最善を尽くされることについては、この法案の実施にあたって当然配慮されるものと信じてますが、しかもなおその際、全国いづこをも人工的環境にならないうように、本来の自然というものは少なくとも相当の地域にわたって残すことが大切と存するのであります。

要するに、環境問題としてはよい環境を保全し、公害を起こさないような産業のあり方を求め、基礎となる科学技術を開発し、発達させるなどの根本的施策のもと、一つ一つの工場が公害を起こさない努力を続けるべきもので、それは工

場の移転がたとえ行なわれなくても、これによつてよい環境がつくられなければなりません。したがって、工場などの移転はその根本に立つてさらにそれをよくするために行なわれるというところで、これによつて環境問題の根本的推進に對し事終わりということでないようにありたいものであります。しかし、当面においてこの法案は、それ自身の目的は産業の発展のためであるにせよ、その実行において公害防止の面において十分なる配慮がなされるならば、環境の現状、特に密集地帯におけるそれによき面を与えることになるのであります。ことに、この法案において衆議院における修正部分、そして附帯決議を拜見し、すでに国会において本法案をよりよきものとするため、特に本法案の運用にあつて誘導地域の環境を悪くしないように鋭意配慮されたことを知り、ここに敬意を払うものであることをつけ加へさせていただきます。

したがって、私の申し上げることは簡単でありましたが、以上をもつて終わることにいたします。

○委員長(大森久司君) どうもありがとうございます。

次に、飯島参考人をお願いいたします。

○参考人(飯島貞一君) 私、財団法人日本工業立地センター常務理事をいたしております飯島でございます。

ただいま本委員会におきまして審議をいたされております工業再配置促進法案について、意見を述べようとして御指示がございましたので、私、過去二十年ほど工業立地並びに地域開発につきまして一時は直接行政にも携わり、現在ではこの問題に關しまして具体的な調査研究に携わっております立場から、簡単に所見を述べさせていただきます。たいと思ひます。

これからの日本の地域開発というものが、国民の福祉向上に結びつくものであって、自然を保護し、公害を防止し、りっぱな町づくりというものを目ざすものであるためには、この法律の成立は

私の経験から申しまして非常に望ましいものであり、むしろおそすぎたという感を私は持つておるわけでございます。

過去の日本の工業立地政策を振り返つてみますと、二つの大きな柱で進められてきたと思つております。一つは、大都市地域の工業をどうするか、こういう問題でございまして、もう一つは地方の工業開発をどうするか。若年労働力が大都市へ集中をし、老齡化していく過疎地域に對して、いかにすれば工場が分散をしていくかと、この二つの政策があつたと思ひます。

第一番目の大都市地域の工業に對する立地政策につきましましては、もうすでに昭和三十四年に首都圏既成市街地における工業等の制限という法律ができておりました。工場の新増設の制限がすでに行なわれておるところでございます。しかし現在では、大都市における工業というものをさらに基本的に考え直す必要があるのではないかと、こういわれております。これにつきましては、大都市に限らず都市の持つ機能というものを少し機能論的な考え方から根本的に考え直す必要があるのじゃないか。大都市の中での生産機能というものをどう考へていくのか、これが非常に重要な問題になつております。

一つの例を申し上げますと、東京の中心部におきまして現在三十六階の霞が関ビルがございまして、同じ大きなものがあと十年間に百も要するんだという一部的見通しもあると私は聞いております。そうしますと、このような大きなビルが百も建て、その中に何が入ってくるのかというのを考へてみますと、それは決して工業ではないわけでございます。この中にはこれから必要となつてくる情報機能と申しますか、それから中枢管理機能と申しますか、こういうものの、いわゆる最近のことばで申しますとソフトウェアというものを扱う機能がこれから非常にたくさん東京へも入ろうとしておるわけでございます。ところが、限られたこの地域の中に新しい機能を受け入れるためにどうすればよろしいかということを考へ

えますと、やはり現在必要でない機能が出ていて、そのあとにこういうものが入ってくるという、いわゆる都市再開発の基本ともなるような考へ方をやはりここで真剣に考へる必要があるのではないかと。いわゆる機能交代と申しますか、これがない限り大都市問題は解決をしないであらう、このように私は考へております。

ここで、それでは大都市の生産機能をどうするか。これは明らかに工業を大都市地域から、交代でございまして、外へ追い出して、この政策がここが必要になつてきております。で、このために現在でも、既成市街地の中の工場とあつた地を地方公共団体が買い上げ措置をとつております。こういう公共団体が工場とあつた地を買い上げて、そこに新しい機能を入れていく、こういう交代というものを進めることが非常に大事だといふふうに考へられるわけでございます。

第二番目に、それでは、地方への工業の分散立地という問題でございまして、先ほどの大都市地域の工業立地政策といふものをうらはらの関係にあるといへまして、大都市地域への工場立地が制約され、さらにそこから外へ追い出される、こう考へられますと、それだけ地方への分散は、これは物理的に進んでいくわけでございます。しかし、自然のままに放置をいたしまして、無政策に置きますと、この分散立地は大都市に近いところから順次に分散をいたしまして、大都市周辺で、すでに昭和三十年代に見られますように、いわゆるスプロール状態、順次虫食ひ状態で工場と住宅が外へ出ていく、こういう形で、いわゆる過密地域と同じものが大都市の周辺にできてしまふ。これでは全く意味がないわけでございます。こういう悪い例がすでに東京とか大阪の周辺にはたくさん出現をしておることから見て明らかだと考へられるわけでございます。

したがらしまして、今後の日本の工業をどう考へていくか、これにつきましては、幸い、交通ネットワークというものが順次整備をされておりました、全国的に鉄道新幹線、高速自動車道路、地方

空港、カーフェリー、こういった新しい交通網が完備をされようとしております。この交通ネットワークを前向きに活用をして、これが逆に大都市への人口の流入の促進にならないように、前向きに工業の地方分散、大都市の人口抑制に役に立つように活用をするということが必要でございます。このためには、単に交通ネットワークだけではなくて地方都市の都市機能の整備、地方の労働力の活用、これを一体とした活用が必要であると考えております。

で、私もでは、こういう高速自動車道の、たとえばインターチェンジの持つポテンシャルというものを利用した大規模内陸工業団地の造成というようなものは一つの解決方法であるということ、過去数年の調査研究並びに海外の事例等から見て、私も導き出しておるところでございます。これは海外ではインダストリアルパークという、いわゆるパークというところを使っております。公害を完全に防止をして、緑で環境を守りながら工業地域自体がきれいになる。ただそれだけではない、その周辺の住宅地域、商業業務地域、こういったものと一体となった環境が守られる方式でございます。

で、もう一つ、工業の地方分散というものを、先ほど和達参事から申されましたように、公害の地方分散ではないだろうかという考え方がございます。しかし、私は、それは方法論によって解決できるんだと、方法論並びにみんなの決意で解決できるんだということを確信をしております。で、よく公害型産業ということが使われておりますけれども、過去においてはそれとおりであったかもしれませんが、これから工業というものは、排出物は完全に処理しない限り立地ができないというきびしい制約のもとで立地が許される、こういう状況に全国的になりつつあります。国もそういう方向で行政を進められております。企業も社会的責任について順次目ざめてきておるところでございます。私も工業の地方

分散が公害分散にならない、これはわれわれの決意の一つは方法論、政策によるものであるというふうに考えております。

次に、産業構造が非常にこれから変わっていきまして、この法案とも少し関連がございますが、御承知のように、戦後一ドル三百六十円で固定したレートで日本の経済が進んでまいりました。が、これからは円の強さが変わるという中で、日本の産業構造がどうなっていくか、こういうことを真剣に私も考えておるわけでございます。円の力が強くなるにつれて、日本の国民所得が上がるにつれて、次第にわが国の産業構造というものはますます高度化をされていかなければなりません。で、この高度化は高い賃金を払い、公害防止の費用を十分に負担をし、企業の社会的責任を十分果たせる工業というものが生き残れるような産業構造の変化というものになっていくと思っております。

このような産業というものはほとんど内陸性工業でございます。で、戦後の日本の地域開発は主として臨海工業を中心の政策が進められてまいりました。新産業都市、工業整備特別地域を見ましても、全体二十五の中の内陸地域はわずか一カ所というところを見てもおわかりのように、非常に臨海性工業の立地を中心に日本の地域開発が進められてまいりました。で、戦後の日本の地域開発は主として臨海工業を中心の政策が進められてまいりました。新産業都市、工業整備特別地域を見ましても、全体二十五の中の内陸地域はわずか一カ所というところを見てもおわかりのように、非常に臨海性工業の立地を中心に日本の地域開発が進められてまいりました。で、戦後の日本の地域開発は主として臨海工業を中心の政策が進められてまいりました。新産業都市、工業整備特別地域を見ましても、全体二十五の中の内陸地域はわずか一カ所というところを見てもおわかりのように、非常に臨海性工業の立地を中心に日本の地域開発が進められてまいりました。

をつくって受け入れていく。これではないと、工業にとっても地域にとってもいい姿にはならないというふうに考えております。で、このようなインダストリアルパーク方式の拠点地開発というものが、すでに成立を見ております。農村地域工業導入促進法と産炭地域振興法、こういった法律による地域の開発、これをますます効果あらしめるような力を持つていくだろう、こう私も考えておる次第でございます。

で、以上のような視点から見ましても、本法律の意図しておられますところがこれからのわが国の地域開発、真に国民の福祉を考えた地域開発に合致していると私も考えておるわけでございます。さらに工業団地だけをやるということではなくて、工業団地を一つの起動力というふうに考えて一つの町づくりとしていく、こういう考え方に私も意義を持っておると思っております。

この法案で、私も最初に聞いておりましたのが最近衆議院のほうでいろいろ変わりました。附帯決議もつけておられますけれども、私の意見として、今後もう少し大都市地域の工場、追いつきと申しますか、大都市地域の工業に對してのもう少し強力な分散策というものをさらに望んでおる次第でございます。

それから、いままでない資金的な援助がございまして、この点は政策をさらに強力に進めていく手段になっておりますが、工業団地をつくり出すときに今後私も希望をいたしますのは、行政指導によりまして団地をつくる一つの基準と申しますか、こういうものを行政指導でやっていくの守るべき条件というものを示す、さういふことも必要でございますし、さらにいままでの日本の工業団地というのは、売ってしまったら終わりのような全国的に多いわけでございます。これではきれいな工業団地が守れないので、団地の維持管理、これを地方公共団体のないしこの団地造成の主体者について十分やっていくように、こ

れは継続的に維持管理をなされる、こういうことが非常に必要であると思っております。

以上、意見を申し上げましたけれども、この法案はいままでの工業立地政策にさらに強力な力を持つておるというところを私も十分この法案並びにいままでの経過を見て考えておるわけで、この成立がさらに強力な日本の地域開発のきめ手になるといふふうに信じておる次第でございます。

○委員長(大森久司君) どうもありがとうございます。

次に、堂垣内参事人をお願いいたします。

○参事人(堂垣内尚弘君) 堂垣内でございます。私は、現在、工業化の促進を急務としております北海道、さらにまた、石炭鉱業の相次ぐ閉山に見舞われております産炭地域振興を緊急課題とする産炭地域の知事といたしまして、ただいま御審議中の工業再配置促進法案について意見を申し上げます。

この工業再配置促進法案は、従来政府が実施してまいりました低開発地域工業開発促進法をはじめとする一連の地域開発諸法律に基づく政府の地域開発政策からさらに大きく前進して、過密地域から誘導地域へ強力に工業を分散し、全国土にわたって工業を適正に配置しようとするきわめて有効な政策として理解し、この法律の成立を強く期待するものであります。

北海道は、広大な用地と豊富な用水、さらには良質な労働力に恵まれ、開発可能性のきわめて高い地域であります。過去におきましては道路、鉄道、通信網等の整備の立ちおくれと、先進地域から遠隔地に存在するといふ地理条件のゆえに、本州と比べて工業化が遅々として進まなかったものであります。しかし、昭和二十五年に制定された北海道開発法に基づく北海道総合開発計画によりまして、国の一貫した開発政策が進められ、次第に産業と生活の基盤は整備されつつあります。さらに、道内幹線道路の除雪体制が整備され、冬期間の積雪による隘路が克服され、現在わが国に残されたきわめて魅力ある工業適地として

の条件を備えるに至つておるものと考えます。したがって、この工業再配置促進法案が施行された場合には、北海道は当然全域が誘導地域に指定され、わが国の国土利用の再編成に大きく貢献し、さらには工業化の進展によりまして北海道経済が発展し、わが国経済の成長に大きな役割をになうものと確信いたします。

また、北海道は本州におけるとき大きな過密公害の弊をいまだ受けておりません。したがって、むしろ過去の本州における急激な経済発展によるひずみを反省の材料といたしまして、これを後発の利益として受けとめまして、総合的な計画的土地利用によって生産と生活の調和した公害のない、いわゆる緑の中の工業地帯を形成することが可能であります。したがって、北海道が誘導地域に指定されましたならば、現在国の手によって進められております第三期北海道総合開発計画を達成するきわめて有力な施策としてこれを受け入れ、国の企図する工業再配置促進に積極的に協力し得るものと考え次第であります。このためには、青函トンネルと新幹線鉄道の早期完成及び全道にわたる高速自動車道の早期建設など、輸送体系の整備並びに苫小牧東部における大規模工業基地の建設と石狩湾新港の建設などもあわせて進めていただくことが必要と考える次第であります。

これらの政策が総合的に進められますならば、北海道は日本列島の交通体系の中に一体的に組み入れられ、苫小牧東部の臨海工業基地がわが国における最大の臨海工業基地としての役割を果たすとともに、これと関連しまして、北海道の内陸部におきましても工業が飛躍的に振興することになります。北海道の内陸部は、広大にして大規模な内陸工業団地を形成する土地条件に恵まれております上に、道央地域はもろもろのこと、道南、道北、道東におきましても、二十万人から三十万人の人口を有する中核的都市がそれぞれ配置されまして、これらの都市はすべて札幌市を中心としまして放射線的な交通体系によって連絡して

おります。また、これらの中核的都市には十万人以下の都市がそれぞれ連絡いたしまして、広域的生活圏域を形成しております。したがって、北海道におきましては、これらの均衡的に配置された都市の機能を十分に発揮させ得る大規模な内陸工業団地の形成が可能でありますので、工業再配置・産業地域振興公団の造成する中核工業団地は、道内の各圏域にそれぞれ配置され得る条件を有していることを御理解賜わりたいと存じます。

また、第三期北海道総合開発におきましては、北海道がカナダ、アラスカ、シベリア等の北方圏の要衝に位置していることにかんがみまして、北方圏の開発に必要な技術や資材並びに北方圏の需要に見合った消費物資などの輸出拠点とし、また、さらには豊富な北方圏資源を利用する工業基地としての役割を十分に果たし得るものと考えております。

次に、北海道は冒頭に申し上げましたとおり、相次ぐ炭鉱閉山に伴いまして多くの離職者が発生し、さらにはまた、産炭地域における地域社会が崩壊の危機にさらされているのであります。したがって、移転計画の認定は、産炭地域に移転するものを優先的に配慮するなどの優遇措置を特に強化して、大きな不安におのおのく本道の産炭地域の道民に希望を与えていただきたいと存する次第であります。

以上、北海道知事といたしまして、北海道の実情と開発可能性の点からこの法律の成立を強く期待するものであります。この機会に、数点につきましてやや具体的に御要望を申し上げます。

その第一点は、当然のことではありますが、この法律が、現在進められておりますところの第三期北海道総合開発計画との調和を十分に保持されるよう運用されることを御要望申し上げます。言いかえしますならば、第三期北海道総合開発計画の中での工業開発施策として、他部門の産業開発と調和を保ちながら計画され、推進されることを願う

ものであります。

第二点は、産業基盤、生活環境施設など、産業活動上必要な公共施設の整備についての国の配慮措置の強化であります。具体的には、工業団地の造成に関連して生ずる道県並びに市町村の実施すべき産業生活基盤整備事業に必要な財政措置につきましても、特別の優遇措置を配慮していただくことを御要望申し上げます。この措置によりまして、十分な環境保全と公害の未然防止対策がきこまかに徹底して行なわれることになり、また、特に御配慮を賜わりたいと存じます。

第三点は、産炭地域に対する配慮についてであります。この点につきましては、産炭地道県、市町村並びに議会等で構成する産炭地六団体連絡協議会としまして、これまで関係方面に対して強く御要望申し上げているところであります。

その第一は、産炭地域は、法案第二条の第一項におきます政令で定める要件によって誘導地域から除外されることのないものと確信しております。が、具体的な企業誘導につきましましては、重点的かつ優先的な施策として確立していただきたいと存じます。

第二は、法案の中にあります工業再配置計画を審議する工場立地及び工業用水審議会の構成員の中に、産炭地域の代表者を加えていただき、産炭地域の事態とその振興施策を十分反映した工業再配置計画を樹立していただくことを願います。

第三は、産炭地域の振興施策は、今後かなり長期にわたって実施を必要とする実情にかんがみまして、この法律の施行に伴って従来の産炭地域振興事業が工業再配置の中に埋没してしまうことのないように、配慮をしていただきたいと存じます。具体的には、産炭地域振興事業団が公団に移行される段階においても、従来以上に組織と事業予算の拡充強化をはかっていただくなど、産炭地域対策の一その強化を願うものでござい

ます。

上げます。

○委員長(大森久司君) どうもありがとうございます。

最後に、吉田参考人をお願いいたします。

○参考人(吉田久君) ただいま御紹介をいただきました、北海道の釧路市町村会長並びに全国鉱業市町村連合会の副会長をさせていただいております。吉田市長の吉田でございます。

本日は工業再配置促進法案並びに産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案について、産炭地市町村の立場から意見を申し上げる機会を与えられましたことは、まことに光榮に存する次第でございます。

まず、私どもは、第五次石炭政策の答申を目前に控え、このたびの石炭政策がどのように進むか、すなわちいままでのように閉山が横行されるか、または安定するのかと、全国産炭地二百二十万人の住民がひとしく不安と焦燥感の中にあって、私ども産炭地の自治行政を預かるものとして、石炭産業の長期安定なくして産炭地域の将来の発展どころか、現在の住民生活をすくすく切れるものでないことを申し上げ、これまでの第四次にわたる石炭政策については諸先生と関係各省の皆さまに多大の御配慮をいただいております。が、最終といわれる第五次石炭政策が産炭地域の将来に真に明るい希望の持てるものとなるよう最後をお願いとして、ぜひ国内資源の優先利用を基本とした石炭の位置づけなど、手厚い御配慮をお願い申し上げます。

さて、ただいまから意見を申し上げます。二法案については、昨年十二月、石炭問題で通商産業大臣に陳情の際、大臣から直接法案の骨子について方針を承りましたが、過密工業地帯から過疎地帯に工業の再配置を促進して、国土の均衡ある発展をはかり、過密、過疎の諸弊害を是正する方策ともなり、さらには産炭地域への企業進出の一助ともなるお話がありました。ただ、工業再配置という国土利用の再編成を進め、均衡ある国土の発展を期す、この画期的一大事業を遂行するため

には、新たに堂々と官公署を設けてこの政策を実施しても当然と考えられ、何ゆえに地域対策である産炭地域振興事業団を改組してまでこれと並列させるのか理解に苦しむとともに、工業再配置という国家的に見てきわめて重要かつ難事業の陰になつて、産炭地域振興事業が後退するのではないかと懸念があつて、産炭地域振興事業団の改組については承しがたい一時期があつたのでございまして。その後法案の国会提出時ころから種々説明を承りまして、むしろこれらの法律の適切な運用によつては産炭地域振興の強化にもなると思ひますので、以下申し上げる諸点について、諸先生をはじめ関係各省の皆さまに御高配を賜りたいと思ひます。

第一は、工業再配置促進法案第二条第二項の「誘導地域」の指定についてであります。従来の産炭地域振興計画と、さらに本年改定されました十カ年の振興計画による産業基盤の整備、交通、運輸、通信の新ネットワークの形成など、蓄積された社会資本を有効に利用するためにも、他の地域に比べて受け入れ態勢の整つてゐる全国産炭地都市町村の全部を優先指定されることが私どもの希望であり、単に人口等による画一的に指定するのではなく、個々の実態を十分勘案していただきたいものと存じます。

第二に、法案第三条第二項の「工業再配置計画」については、昭和四十七年四月現在における産炭地域振興事業団が造成した工業用地は、完成用地八十二団地、面積一千三百一十平方メートル、且下造成中の団地十二団地、面積三百七十一万平方メートル、着工準備中のもの九団地、面積千七百七十七万平方メートル、計百三十三団地、二千八百四十九万平方メートルであり、この広大な団地の活用を最優先に取り扱うことが有効にして得策と考えますので、ぜひ産炭地域に優先的に工業の移転をされるようお願いいたします。なお、現在石炭を生産してゐる産炭地都市町村については、労働力がかなりありますので、この労働力が流出しない時期までなるべく産炭地域に進出

移転の措置をお願いいたします。

また、企業を受け入れ側として、環境保全対策はきわめて重要であり、一般に公害環境問題には神経質でありますので、進出工業の公害問題あるいは団地の造成にあつては、公害防止はもとより生活環境、自然環境の保全に万全を期するよう政府の十分な措置をお願いいたします。

第三に、誘導地域に対する工場の移転に際し、移転先の労働力を吸収する場合と、移転工場が持つてゐる多数の労働力とともにそのまま移転する場合とがあり、後者は、短時日の間に誘導地域の人口増を来すことになり、ますので、これが財政需要に對し建物一平方メートルの五千円補助のみでは低額に失するものであり、ぜひ転入人口当たりの補助を別に考慮されたくお願いいたします。

なお、移転工場に対する助成であります。民間するところにより、北関東を誘導地域に指定する方針と承りましたが、北関東に移転しても、北海道に移転しても同じ条件の助成では、北関東に移転希望が集中します。北海道の産炭地域に移転する工場については特別の優遇措置をお願いいたします。

第四に、地元負担の軽減についてであります。が、産炭地域はもとより財政力が弱く、六条地域の平均は三二二となつており全国平均六〇に對して二分の一の財政力に落ち込んでおり、一割自治ともいわれ、六条市町村の約八割が過疎地域の指定を受けている現況であり、さらに閉山に關連する特殊な財政支出は多額となり、特に高年給の炭鉱職業者は就職の機会に乏しく、生活保護者として、地元で滞留したままにして、保護率は昭和四十六年において全国平均一三に對して六条地域平均は六四・四と、約五倍となつております。このほか離職者対策事業、閉山地区の水道事業、炭鉱住宅改良事業など財政支出が多いので、企業は誘致したいが多額の地元負担にたえるだけの財政力が乏しいので、地元負担の軽減措置を講じていただきたいのであります。

第五に、工業再配置促進法案第三条第一項の工場立地審議会など、工業再配置に關連する審議会の委員には北海道、九州ごとに産炭地域關係者をできる限り多数任命をしていただくよう強く要望いたします。

第六に、最初に申し上げたとおり、従来どおり産炭地域振興が工業再配置促進の陰にならないためには、毎年度産炭地域振興予算については、従来の額以上に年度ごとに逐次増加するようお願いする次第であります。

第七としては、産炭地域振興事業団の改組についてであります。同事業団は昭和三十七年、私も産炭地都市町村が一致して強力な運動の結果、政府、国会の認めることにより発足して十年、この間数々の実績を持つ事業団で、現地都市町村の緊密な連携を保ちつつ現在まで経過してまいりましたが、さらに同事業団の強化充実を希望しております。今回工業再配置促進業務とあわせて公団となり、万が一にも産炭地振興業務が弱体化することのないよう、たとえ工業再配置促進業務に配置する職員が、当初は少ないと思ひますが、これを加えて二で割るような職員配置とならないよう、あくまでも産炭地振興業務については従来どおり別個のものとお考え願ひたいし、公団の首脳部には産炭地域に理解の深い人材を用ひていただくよう、これも重要な事項としてお願いいたします。

第八として、最後に、私も産炭地關係者にとつて最も憂慮される問題は、工業再配置は企業局、産炭地域振興は鉱山石炭局で、所管部局の異なるため、連絡の不十分、対策の基本的な方針が相違し、これらの調整に時間がかかり一番迷惑をこうむるのが私どもでありますので、他の官庁間に見られるのとおり、平素の有機な連携の不十分から、政策の決定、予算の要求など意見の対立、あるいは施行段階に入つてから意見の相違からその調整に時間を要することのないように、新発足の公団と私どもに對し協力一致して業務遂行の迅速化のために特段の御配慮を要望申し上げる次第であります。

以上、八項目についてそれぞれ意見を申し述べましたが、最初に申し上げましたとおり、私も産炭地都市町村の実情を御理解をくださいまして、この二法案の施行が過疎化と不安に悩む産炭地域将来の振興と安定のために最大の効果が發揮できるよう心から御期待を申し上げて、私の公述を終わります。

○委員長(大森久司君) どうもありがとうございます。

以上で参考人の意見陳述は終わりましたので、参考人の方々に對して質疑のある方は順次御発言願ひます。

○竹田現照君 時間の關係もありますから、一括お伺ひをいたしたいと思ひます。

最初に和達先生にお伺ひしますが、この法案では、自然保護との関連、あるいは自然と人の調和というような点についてはあまり明確でないような気がするんです。そういう意味で、自然環境の保全、あるいは公害防止の見地から、工場立地というのは無制限に行なうべきではない、そう思ひますが、公害なきコンビナートをつくるというようなことが常に言われていますが、現実には御案内のとおり状況であります。先日の質疑の中で田中通産大臣も、いままでの愚を繰り返さない工業立地をというので、繰り返して確信を持つてお答えになったんですけれども、しかし、地域住民はそのことを必ずしもなおにまだ信じていない状態にあると思ふんです。そういう意味で、公害のない工業再配置を行なうために具体的なその対策というものは、たとえばどういうようなことを行なうべきであるのか、そういう点どうお考えになつていらつしやるか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

それから、堂垣内さんと吉田さんにお伺ひいたしますが、産炭地域で工配法に非常に大きな期待と関心をお持ちになつていらつしやるようですし、通産大臣も三菱美瑛の關係で、工配法の第一号は美瑛というようなことを産炭地の方にお話

して、またそれらと関連づけた産業、工業というものを振興していきたい、このように思っております。

それから、四番目の中高年齢層につきまして、去年から実は無料の中高年齢層の相談所を設けまして、逐次拡充していく予定でございます。

また、炭鉱の閉山が、私、知事になりましたから大きなのが二度ございまして、その間、中以下のが相次いでおるわけですが、そのための離職者対策につきましても、離職者対策の中で職業訓練、この機会を与えるということで希望者を募りまして、たとえば道立の職業訓練校を二十校北海道で持つております。これらに対して、普通は若年労働力の訓練であります、これに加えて職業転換される方も逐次中に入れておる。そうして、やはり機械の基礎的なこととか、あるいは建材関係とか、こういうものが大体こうわれわれの指導面、あるいは訓練を受けるそういう人たちの希望などを聞きまして、機械関係とか建材関係、あるいは自動車関係とか、こういうものが強いようでありまして、これらも逐次趣向を考えながら助成していききたい、こう思っております。

○参考人(吉田久君) いま知事からお答えを申し上げました中で、重複する点につきましては避けたいと思います。

この法律を施行することによりまして、まあ十分なプラスになるかどうかというふうなお話でございますが、現在の大体予定されている助成措置、金融措置、これだけでまあ直ちに工業が移動するかどうかとは、おそらく大都市の付近であればそういうことは可能だろうと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、北海道のようにかなり遠隔の地にありますと、北海岸のようになりふりな場合には、相当なやはり助成措置をとらなければまず行かないんじゃないだろうかと思っております。

それから産炭地域は、御承知のような北海道の場合にはもう内地地帯がほとんどございまして、釧路を除いては全部内地地帯でございますから、したがって、決して工業立地条件というのはいわけてはございません。しかし、先ほども知事からお話がありましたとおり、そういう悪条件の中にありまして、将来の産業基盤を整備するため、市町村長は一生懸命になりまして道路交通網

の整備をしております。しかし、全部が全部それでは理想的な状態になっているかと申し上げますと、そうなるのはありませんので、まあしたがって、道路交通網の整備には十分努力をしまして、そうして受け入れ態勢を整えなければなりません。そういう意味におきまして、条件の整っていない地域につきましても、あるいはこの工業の再配置誘導地域が受け入れが十分にできないんじゃないかというふうなことになります。

それから、中核企業の誘致の問題につきましても、これも同様、立地条件との関係がございします。まあ産炭地はおしなべて大企業のもの、中企業のものを持つてくるにつきます。また、まだ団地造成が全部できていないわけではございません。それと面積の大きいところももちろんありますけれども、おしなべて小さい面積のところもございします。したがって、私どもは中核的な企業をぜひこれは呼びたいと考えておりますけれども、全部が全部その態勢が整っているとは申し上げられません。もちろん、この相当な工場団地を持つていて市町村の中にはあるわけでございますから、そういう点におきましてはそういう準備がまずできております。また中核的な企業を誘致するためには、何といたしてもやはり労働力の拡充の問題とか、労働力の確保の問題とか、それから先ほど申し上げましたこのいろいろな融資、あるいは助成の条件、こういうものを今後、逐次手厚い方向に拡大をしてみたいものだと思います。

それから、中高年齢層のことにつきましては、どういふ産業がよいのかという御質問でございますが、これは先ほど知事からお答え申し上げましたとおり、先ほど内容でございまして。しかし、一定の人口を持つております産炭地につきましても、たとえば夕張のようところは七万ぐらいの人口ですけれども、地元で産業がないために、毎年七百名近い中学校あるいは高等学校を卒業した人間がよそへ出ていっております。でありますから、こういう企業の誘致とタイミングを合わせま

すと、まあ一年間で五百や三百ぐらいの若い労働力はよそへ出ないで押えることができる場所があるわけでございます。現に、私もにも頼ぶ工場が進出したところ、よそへ出ていった若い労働者、若い労働力がさらに夕張に帰ってきたという例もあります。大体一割近い人間が帰ってきております。そういうようなことで、企業があらば若い労働力の流出も押えられまして、むしろ呼び返すこともできるというふうなことでございまして、これはどちらにしても、どっちが先かというふうな問題になろうかと思ひますけれども、そんなような状況でございします。

以上で私のお答えを終わります。

○阿具根登君 飯島参考人に一つお尋ね申し上げますが、先ほどのお話の中で、東京の三十六階の大きなビルが今後十年の間に百ぐらいできるだろうと、こういうお話でしたが、これに対しては一体どう考えればいいのか。それは工業じゃないんです。情報その他中核機関が中央部に集まっています。全くそうだと思うんです。たとえば、工場を工業再配置で分散しても、その本社というものは依然として東京に陣どられる。工場はまあいなかへ出ていった。しかし、これから先の工場というものは、工場の大きいわりに人は非常に少ない。そしてそれを監督し、指令しておる本社というものは依然として東京に集まる、こういうことになってくるんだと思うんです。だから、そういう点に対しては一体どうしたならばいいの。

それからもう一つ。私たちはもう一つほかの委員会海上交通というのをいま審議しておるわけなんです。それを見てみましても、まず政府が手を出す前に、企業が手を出していく。企業はあくまでも利潤追求でございまして、一番自分の都合のいいところに企業は持っていく。だから、瀬戸内海、東京湾等にはもうこれは一般の漁船なんか仕事ができない。それで、二十万トンも二十五万トンもあるタンカーがどんどん入ってくる。だから、そのけそのけというところで、もう漁業はできない。それで、今度それを規制して、大きな船が通るときは小さい船はちゃんと横へどけ、こういうような法律が他の委員会でもやられておるわけなんです。ちょうどこれと逆なんです。だから考えてみますと、都市をつくるっていくのは政治でなくて企業である。企業は自分の一番いいところに、利潤の追求に一番いいところに企業を持つていく。そうして公害も何も、これはもう今後はそういうことは許されないと、これはもう今後はいまもヘドロー一つでもどこにやっていると、もうしょうがないようなことになっていく。こういうことでございまして、一体、どういふふう

にこれに対して対処していったらいいだろうか。もうすでに、いま、御承知のように、年間二億トンからの油が入っておりますが、これが十年後には六億トンになる。そうすると、大企業はちゃんとその準備はもうでき上がつてしまふ、ちゃんと土地も何も買ひ込んでしまつてある。そうして今度は政治があとからそれに道を開いてやってくる。だから、住民は全部犠牲になっていく、こういう形がずっと繰り返されておると思う。こういうことに対するひとつ飯島参考人の御意見を承らさしていただきたいと思います。

それから、知事さんと市長さん、産炭地から見えになっておりますので、いま竹田さんから御質問ありましたが、知事さんも、また市長さんもいまおっしゃいましたように、産炭地域振興事業団がこれで工業再配置に埋没してしまひはせぬか。確かに私も一番それを心配いたしております。ですから、衆議院でも産炭地というのがわざわざ挿入されて修正されてまいりましたが、参議院でもそういう考え方を持っています。主張されておるわけですが、ところが、いままで山がつぶれて職を失った人が二十数万おられます。そのうち労働省が訓練をして職を与えたのは十八万八千人です。十八万八千人のうち産炭地で残つて仕事をしておるのは八千人です。そうすると、十八万という人は外に出ていった。八千人という人は

この産炭地で残った。それ以外の人は何しているか。それ以外の人は夕張市長さんが言われたように、これは生活保護です。こういう状態が繰り返されておる。で、先ほど堂垣内知事さんもおっしゃいましたが、雄別の例をとりますと、あの雄別の炭鉱が閉山になった場合に、四棟から五棟あるあの住宅が一万円で売られた。だから、周囲の農家の人がどうしようもないけれども、豚小屋か牛小屋をつくるには、材料それくらいかかるから、その家を買おうかというところで、トラックで持っていけたと、こういうことも聞いておるわけなんです。さらに、雄別はまだ新しいほうなんですけれども、ここでは千人からの失業者が出ておると聞いております。で、この雄別のあと地にどういふ企業が来たのかですね。

それから、先ほどの市長さんの説明では、産炭地域振興事業団が非常な力を入れてくれています、百三の団地、二千八百四十九万平方メートルの団地をつくりつつある、こういうことなんですけれども、最初申し上げましたように、さあ団地をつくって、そうしてここに来いということで非常に地元でも協力されておるし、産炭地域事業団も必死にやられておる。まあ政府も力を入れておると思うんですけれども、実際の大企業というのは、そういう、まあここでおせん立てしたから、ここに来なさいということに来るよりも、自分自身で一番自分のいいところに住宅から何からつくっていくわけなんです。だから、大きな企業は私は非常に困難だと思ふ。そうすると、そういうふうな優遇して土地もつくってやる、団地もつくってやるから来てくれ、行きなさいといって、来るのは中小企業だけになってしまふ、こう思うわけなんです。だから、この大企業に対して一体どういふ考えを持っていきたいのか。大企業は政府の援助ももちろん相当あつておりますけれども、資金を豊富に動かすことができるから、自分の一番条件のいい、一番利潤のあがるところに工場もつくるが、その周囲にその工場を使う従業員の団

地もつくっていく、これが私は現在の行き方じゃないかな。そうすると、せっかくこの法律は、まあやがて通るでしょうけれども、この種の法律が四本、五本ばかりあるんです。おんなじ目的のやつがあつて、大臣がかわるたびに、これじゃいかぬ、これじゃいかぬ。これは都市の均衡上いけな、過疎地がでるかと、過密地だとか、いろいろな問題で非常に心配されておることはわかるんだけれども、結局、また私がいま申し上げましたように、大企業は自分の都合のいいところをどんどんつくっていく。そうして地方からは、何とか企業来てもらいたい、企業来てもらいたいと言っておられても、その来る企業はいままでのやつは竹田さんで壊れておりましたけれども、ほとんど縫製工場です。くつ下をつくるとか、メリヤスを編むとか、そういうやつで二百人か百五十人ぐらいの娘さんたちが一生懸命仕事されておる、そういうのが大体いままでの産炭地の企業の大体の姿だと思ふのです。知事さんも心配されておるようです、私たちが非常に産炭地の問題では心配いたしておりました、もう今度の工業再配置では産炭地を最優先的にしてもらいたいということを強く全議員の方が要望されておられるわけなんです。しかし、問題は企業なんです。その企業が、極端な例を言いますと、私たちは社会奉仕しているのじゃありません、企業というものは金を生まなければならぬのだと、そのためにはなるべく労働力の安いところに、便利のいいところに行くのが企業、あたりまえじゃないか、こういうことも言っておられますし、企業側から見ればそうだと思います。まあ誘導地に北海道をやつてもらいたいという話でしたけれども、それは当然のこととて、もちろんそれは質問の中でそういう答え出しておられますし、北海道が一番これは今後伸びてくわねばならぬところだし、一番土地から見ても私は、人の少ないところだし、まだまだいまの倍、三倍ぐらいにならないければならぬところだと私も思っておりますが、そういう見地から見ても、地元でどういふ一番隘路があるだろうか。確かに

資金の面でもあるでしょう。いろいろな面でもありまふけれども、産炭地を最優先にしても、産炭地にそれじゃどういふ大企業を持ってくればいいのか。雄別のあとはどうなつたか、美唄のあとはどうなつたか、美唄にはどういふものを持ってきたかと思つておられるのか、雄別のあとにはどういふ企業が向くかと思つておられるのか、その点お答え願えたらありがたいと思ひます。

以上でございます。

○参考人(飯島貞一君) 工業立地政策というよりも、大都市政策をどうするかという最初は御質問かと思ひます。私申し上げましたように、新しい機能が大都市へ入つてこようとしていて、これはもうほんとうに事実でございまして、そういう機能が入りますと、問題はそこに働く人の住宅をどうするか、レジャーをどうするか、非常に関連をうした機能まで必要になるから、ますます大都市問題が出てくる、こういうことでございまして、すでに、本社の問題が出てきたけれども、事務所の過密地域における規制という問題を首都圏整備委員会なんかにすでに考へておられる、こういう時代に現実に入つてきておられるわけなんです。工業につきましても、大工業は自分の力でございまして、一部、大部分出ていっていただくわけなんです。問題は、中以下の企業がなかなか移転をするにもお金がない。その間を休んだときの補償はどうするか、それから労働力が一緒に出ていってくれるか、こういう非常に心配がございまして、これからの大都市の中での工業の移転というのは中小企業にしばられてくるというふうな考えられるわけでございます。こういうことで、先ほど私が申し上げましたように、生産機能としての工業が全部出ていっても、また次に入ってくるもののために用意しなければいかぬ。そこで大都市問題解決するかという、まだまだ問題があるので、次は事務所であり、さらにまた行政機関まで入れれば、こういうことに世界的になつてくるわけでございます。まして、この法案でいまねらつておられますのは、まず生産機能だけでも早く出すということが

必要だと思ひます。

それから、海上交通その他企業がまずいいところをたくさん取るじゃないかというところでございまして、すでに通産省で数年前から、たとえば工場立地調整法とかそういう立地の制限に関する、この法案の前の段階で幾度かこういう法案が出ておつて、しかし、それは残念ながら成立をしていないわけでございます。なかなかこういう法律でも政策でもあと追ひになつていく、こういう御批判が非常にあると思ひますけれども、いまここでやはりこの法案が通らなければ、またこの問題をあとに繰り越してしまふ、こういう問題でございまして、たとえば先ほどタンカーのお話が出ましたけれども、大きなタンカーが東京湾の中へ入ってくる、瀬戸内へ入るとか、こういうことは海上交通問題からきびしい制限がこれからは当然行なわれてくるだろう。これにかわつて、たとえばパイプラインの法案がたしか国会に出ておると思ひますけれども、次々そういう手は打たれておると思ひますけれども、この法案は非常にきびしい。一面では、大都市の工場に当初は課徴金をかけるとか、相当きびしい案まで出ており、工場を外へ出していく、こういうことについては非常に統制的なおきまりであるのじゃないかというふうな考えられる向きもあるかと思ひますけれども、たとえば都市計画とかそういうものは、みんなのために役に立つ法案は決してそれは統制ではないわけでございます。こういう工場立地というものを適正に配置をしていく、これはいま最も緊急に必要なことと私も考へておるわけでございます。

○参考人(堂垣内尚弘君) ただいまの阿具根委員の御質問でございますが、最初に、産炭地域に対して各委員の先生方にはたいへん御配慮いただいております、この席から厚く御礼申し上げます。

大企業のことにつきましては、私たちがいたしましても通産大臣をはじめいろいろな方に、政府機関にお願いしており、また、議員の方にもお願

いしてありますのは、やはり中核となる大企業が来ていただいで五年や十年でしまつてしまふといううようなことでは困るわけでありまして、やはり一度行なえば地元の労働力を相当生かして、少なくとも数十年は続けていただく。そして、この大企業そのものは何と申ししても地場産業、私のほうで申し上げれば北海道の地元の産業を鼓舞して、そしてこれを誘導して、そしてこれを盛んにしてくるものを望んでおるわけでありまして。また、公害を未然に防げるものとかそのほかいろいろ条件ございしますが、こういうようなことで私どものほうとしましてもしっかりとした大規模のものに来ていただきたいということで、たとえば特別、住友系の炭山の閉山、あるいは美唄をはじめとする三菱系統、こういうようなときにはグループで、住友グループあるいは三菱グループ、このグループからもう必ず一人は出していただきましてそのあとを見ていただいで、われわれといろいろ具体的な相談もしているのが現状でございます。現状でございますが、なかなかうまくいきません。そういうことでございしますので、先ほど御指摘もいただきましたように、ほかの法律が四つも五つもあるじゃないか、これはもうその御指摘のとおりであります。私は今度の工業再配置によりましてこれに筋が入るのではなからうか、こう思っております。そういうことで、われわれとしては今度一そうたよれるものができる。また、私は過去におきまして、四十年から四十二年末まで二年半、北海道開発庁の事務次官をしておりまして、そのときも、四十年ごろもう私たちは通産省と相はかつて、特に過疎地帯における問題でもございまして、いろいろと何とかこういう法律をつくっていただいで、そうして地方をもっと鼓舞していただいで、こういうことを望んでおったのが、今度あらためてはつきり審議していただくことになりましたので、私としましては何とかこれを通していただきたい、こう思うわけであり

それから、御指摘ございました雄別炭鉱のあと地でありまして、残念ながらつづきの工場、それから木彫、木彫りでございます。おみやげやなんかの。つづきの工場、木彫り工場程度でございます。大部分は釧路市、道内外に再就職してあるわけでありまして。そこで、今後の雄別をどう考えるかと、また美唄をどう考えるかと、これにつきましてお答えしたいのでありますが、現在北海道におきましては、臨海工業としまして太平洋沿岸の苫小牧東部というものを、これを相当強めるようにいま努力して、国にも要請しておるわけでありまして。これが終わりますと、十勝のほうでまた計画をしております。これは相当あとになります。それから流通港を日本海で、石狩湾振興という名でございしますが、これで内陸航運を強めよう、と、本州とも連絡を強めよう、と、また将来日本海の小樽とか、あるいは留萌とか、函館とか、こういうところをさらに拡充しまして、ソビエトはじめ北方圏に対する中継基地ということ、こういうことも考えて整備しておるわけであり

す。そのほかに、先ほど竹田委員にお答えいたしましたように、内陸工業では先ほど申し上げたとおりでありまして、特に雄別ににつきましては、まず農林資源、農産物とか木材の利用の工業を考えたと思っております。したがって、何とかして、何とかして一次産業の振興、育成ということがあの付近ではたいへん大事だと思っております。それから石狩地区で、たとえば美唄が御指摘ございましたが、あの地域は国道の十二号線の周辺地区でございまして、これらを考えてみますと、労働力を利用した機械系統とかあるいは消費財、札幌などを背景とした消費財工業の提供とか、あるいは苫小牧とか小樽経由で輸出も考えておりますが、部品関係、こういうようなものを主として考えております。

その二年目でございます。この一年間かけまして現地の二十ブロックからそれぞれ、二百十三市町村あるわけでありまして、いままでの自分の市、自分の町だけの計画じゃだめで、このブロックの振興策、また全道的にこれを適正に案分しようというところで、現地の作業をいま終わつたところでありまして。これをまた開発の学識経験者などにも見ていただきて、さきに閣議決定いただいたものと比較いたしまして、ある程度調整いただいた、こう思っております。これによりまして工業団地、工業の振興策についても具体的な面を浮き彫りにいたそう、こう思っております。

○参考人(吉田久君) 阿具根先生から知事と私に御質問ありましたので、お答えを申し上げます。思いますが、確かに産炭地に進出しておるのは、もう中小企業というよりもむしろ小企業、零細企業だけが進出しておることは事実でございます。私も大企業にぜひ進出していただきまして、その地帯の産業のやっばり発展のために貢献をしてもらいたいという気持ちは、もう前から持つておりますが、何ぶんにもやはり産炭地のいろいろな条件というものが必ずしも満たされていることでもございせんし、やはり企業はどうしても利潤追求ですから、結果的にその会社がいい経営をしていく見通しが立たないのに、その産炭地市町村を助けるために進出するという企業は、まず大企業はないんじゃないだろうか、こういうふうに考えております。

私は、今回の工業再配置促進法のこの目的、精神というものを何とか大企業の方々にぜひ御理解を願って、国土の均衡ある発展ということを目標にした法律でございまして、何とかいって、やはり中小企業よりも大企業の方々にぜひその点を御理解を願ひ、われわれはこの法律の目的に向かつて政府に協力するんだというふうなことで、ぜひそういう情勢をつくっていただきたいものだと、それによって法律の目的も徐々に達成できるものだと思います。

衆議院でも問題になったようでございますが、私は、工業再配置促進法と直接関係がないかと思はれますが、以前から国のたばこ工場とか、あるいは国鉄の車両工場とか、そういうものをぜひ産炭地あるいは過疎地帯に進出していただきたいというところは、再三再四お願いしておるわけでございます。こうやってやがて成立するわけでございますので、国もひとつ模範を示して、そういう施設をぜひ産炭地帯に進出してもらうように、あわせてお願いをしたいと思ひます。いずれ大企業誘致の問題につきましては、困難はありますが、私どももまあこの促進法の趣旨ののっとって御理解をいただければ、十分に、及ばずながら少しでも条件をよくするように努力をしたいと思ひます。

たものを交代で入れてくるというような考え方は、私は非常に古い考え方、もっと新しい発想で考えなければならぬのではないかとすることが一つ。

それからもう一つは、どうしてもこのためにはニンジンだけではなしにむちが要るのではないのか。ですから、それぞれ追い出すべき機能については、税金をいれだとか何とかというのをやらないうえに、税制には出ていかないと。それは非常に重要な要素になるのではないかと。

それから第三番目には、いままでの工業の分散というのは思ひようになかった。臨海工業地帯は別として内陸型の場合、最大の問題は何かといひますと、やはり労働力が出ていこうとしないうえに、今度の場合も私は、あめだけてもそう簡単には出ていかないと。やはり地方が、そのもととは何かといひますと、やはり地方に、日常生活圏、広域生活圏の中に単に工場が必要とする道路とかそういうものだけではなしに、やはり人間として文化的な生活というのか、そういうものを享受して、東京やその他におけると同じような生活環境が味わえる、そういう政策がついていかないと。工場だけを追い出そうとしても、私は非常に無理なんではないかと思ふ。したがって、これは単に通産省など考えるべき問題ではないに、やはり国策として、あるいは各省を連ねた形か、あるいは企画庁等で各省を連ねた形でやっていかないと。単なる工場だけ私にはなかなかに出ていかないと。むしろ現地の労働力を吸収してやっていく程度であつて、ほんとうの意味での過疎の解消にはならないのではないかと、そう思うのですが、そういった点についてひとつ大胆に、忌憚のない御意見を聞かしていただきたい。

○参考人(飯島貞一君) 第一番目の、都市機能の交代といふことを私使いましたのですが、都市のある機能の中で交代を必要とするものが、工業とは何かものである。それからその次に、管理中核機能として一括お話ございましたけれども、管理中核機能の中にも古いもの、新しいものがあつて、その次に問題になるのは、そういう中でも古いものがさらに出ていく。先ほどお話をいたしました第一生命とかほかの本社機能が出ていったというのには、まず、やはり工業の分散といひますと、工業が交代をしていく、この次の段階とわれわれは考えておるわけでは、ただし、それを待ち切れずに、その一部の中では第一生命のように先走つて、先走つていって悪いのですけれども、一番先に出ていったものもございすけれども、逆に入つてこようとしているものもたふさんございす。特に、情報が必要とするような機能、これはもう東京でなければどうしようもないというようなものがまだあるだろうという見通しがある。そういうものに対して、やはり古く東京にいまの段階では必要でないものは、次々に交代をしていかないと。大都市問題は解決をしていかないと、こういうふうにお考へておるわけではございす。この場合の中核機能というのは東京に必要な中核機能、それから地方の中心都市、たとえば札幌とか、仙台とか、福岡とか、こういうところに必要な中核機能、それからもう少し今度は県庁の所在地、それから地方都市、それぞれの都市にもそれぞれ必要な管理中核機能があるわけではございす。たとえば札幌——道知事というわけではございす。たとえば札幌市というものは、やはりこれは生産機能をつけるのは間違ひだらう、こういうふうには私も考へておるわけではございす。

それから次の、むちを与えなければいけない、これは賛成でございまして、最初御意見申し上げましたように、まあ私もいままで聞いておりましたところによりまして、大都市の工場に対して課徴金までということもこの法案の中で考へておられたと思ひますけれども、それはぜひ今後やつていただきたい。これはもうたいへん賛成な問題でございまして、やはりそれだけのことをしなければ、もう出ていかないと。しかし、出ていく場合に、いま申した、この法案に盛り込まれておるような優遇策が相当であると、こういう両方うらはらの問題についてはたいへん賛成な問題でございす。

それから第三番目の、労働力がなかなか地方へ帰らない、いままで日本の国民所得が五百ドル、千ドルと、この程度のときにはなかなかこのような労働力の地方へのＵターンと申しますか、これが進まなかつたわけではございす。このころ問題になりましたのが、所得の格差というものが非常に問題になりました。で、所得の格差をなくしようといふことが一つのいままでの政策の目標だったと思ひます。しかし、数字上の所得格差、これはどこの国でもなくすことができないわけではございす。これは不可能でございす。これをばきり認識をいたしますと、それではどういう格差をなくせばいいかと申しますと、これは国民の生活上の格差がなくなつていく、大都市でも地方でもだんだん。昔は、東京でなければいけない美術が見えないとか、音楽が聞けないとか、非常にそういう国民の何といひますか、情操教育的な欲求を満たす機能が地方に行かない、これが生活上の格差でございす。しかし、最近では皆さん所得が上がつてまいりまして、日本の国民の交通移動といひますと、移動というのは非常に自由になつてまいりました。この辺でいふのも東京へ出れるという安心感とか、地方にもそういうものがやつてきてくれる、こういう安心感が生活格差ではないかと私は思つておるわけではございす。で、この生活上での格差をなくしてやるということがやはり若い労働力を地方へ戻していく非常に大きな効果になつてゐる。私は、その辺を一番重点として考へるべきで、数字上の地域格差、県民一人当たりの所得格差、これを問題にするよりも、目に見えて、はたで感ずる生活面での格差をなくしていく、これが一番いい政策だらうと私は思つておる次第でございす。

○原田立君 和達参考人にお伺ひしたいのですが、先ほど、今度のこの工業再配置促進法が全国的な公害ばらまきではないか、こういうお話をございました。私もぜひそうあるべきだと、全国的な公害ばらまきであつてはならない、こう強く思つておるわけではございす。これについてどうしたならばそれがそうならないかというお考へがございましたらばお教え願ひたい。

それから、知事さんにお伺ひしたいのですけれども、同じようなことで、公害が地方分散であつてはならない、そのためには、中央では環境庁、あるいは地方では自治体等の意見、きびしい規制の必要、そういうものが重大であらうと、こう思ふわけなんです。工場の誘致はしてはほしくないけれども、公害の発生はおそれるというところ、規制をきびしくすれば企業は来ないだらうし、ゆるくしてしまつたら公害の多発というところにもなるであらう、そこら辺をどう考へておるのか、これが一つです。

それから、この法案の中に、固定資産税を三年間減免するところにおいては地方交付税で手厚くする、こういうふうなことが第七条に出てゐるわけでありすけれども、私は、地方交付税で処置するといふようなことは、ワクのきまつた中でお金をあつちこちやるだけのことであつて、そんなことじゃいかぬだらうと、地方財政の充実という面からもまた別なワクでやるべきではないだらうかと、こんなふうには考へてゐるわけではございす。そこら辺の御意見をお聞かせ願ひたい。

○参考人(和達清夫君) 大都會には工場が密集しているから、そのために大きな公害を起す。これを一つ一つ分けて持つていけば薄くなるからよからうという考へでは、全国的に公害をばらまきことになる。やはり一つになつて、それが許容限度からはるかに低いというふうなことになるうとも、公害を起す原因の絶対量が同じであつては私は何にもならない。つまり、根本的にどうにしようという公害の原因があらうとも、その一つ一つを小さくしていかなくてはならない、これが基本的な姿勢である。私は思ふのです。それにしても、工場は、移動していきまふすその先において人工的につくられる自然的な環境、つまり緑をふやすと

か、下水道を完備するとかいうことによる、いわゆる美しいインダストリアルパークといわれるようなものをつくるということは、先ほどもお話しになりました方法と決意、もうこれにかかっているところと申さなければならぬと思います。まあ結局において、再度申し上げますが、ただその汚染の原因を分けて薄くすればよいというのは、非常に国全体としてとらえないと、非常

○参考人(堂内尚弘君) 第一点の公害のばらつきでございますが、いま和達参考人のおっしゃったとおりでございます。北海道といましては、公害防止条例を昨年つくりました、今度の法律ができましたので、それに準じましてさらにきびしく改正をいたしましたのであります。

それから、全国で一番最初と思いますが、四十五年に自然保護条例をつくりまして、現在二年目で、四十六、四十七と地域指定を行なっています。これは、たとえば木なら木で、これは学術上残さなければならぬ地帯とか、あるいは景観上残すべき地帯と、国土保全上残すべき地帯といろいろ種類ございすけれども、こういうものを、いま終わりましたのは、去年道央地区が一応指定を終わりました、これは道南地区、来年、再来年と道東、道北と、こういうようにして網を全部かけようと思っております。それによりまして、自然保護意識の向上と、あるいは何かその中で事業をいたす場合、仕事をする場合とか届け出義務とかこういうのをやっております。また川などにつきましても、国の法律に基づいて、道としまして七大河川について水質汚濁の上乗せ基準を示している。まあいろんなことの施策は尽くしておるわけでありす。しかしながら、私はいまの公害というものは、いままで国全体がやっぱりつかつてあつたと思っております。そして、まあものをつくることだけと申しちゃあつて、この途中でできるものとか、あるいは残滓物とか人体への影響など、確かに私はいま反省すべき大事な時期にあると思っております。これはよく

ればせながらやはり公害技術の振興とか、あるいは世論の喚起とか、いろいろな面でやらなければなりませんし、またもう一つは、私、いろいろ問題が起きたときよく考えるのでありますが、住民の方々に対するPRと申しますか、たとえば工場などがどっかへ移転する。一般の方は、前と同じ古い施設を持ってくる、まずそう考えます。したがって、こういう新しい公害防止の機械も据えつけて、とか、そのほかいろいろなことを住民により早く知らせる必要もある。こういうふうにしなして、どこでこの接点を求めるかということが私はやはりむずかしい問題でありまして、これはもうお互いに研究しながらやっていかざるを得ない、こう思っておりますのであります。

ただ、北海道の知事といまして、自分のところばかり申し上げて恐縮でございますが、北海道としましては、いままでこちらの先進地区の過密地帯におけるようなひどい公害はないのであります。これは公害ございすけれども、いまこちらで騒がれておるような大きなのはまだ起きておらない。そこにわれわれが反省して、前車のわだちを踏まないでいける、北海道だからいけるといふことで、いまいろいろとやっております。調査なども、たとえば苫小牧工業地区などにつきましては、三年前から大気あるいは水質汚濁その他生活条件いろいろなこと調査をしまして、現在ではたとえば公害監視センターというふうなもの、公害防止センターでありますか、これを苫小牧地区にいまつくりましてありますし、また公害監視員四百五十人、ことしこれから指定するわけでありまして、こういうようなこと。それから企業業者に対しての監督指導を強めるというところで、たとえば何か出ようとする場合に、町村と企業との中における立ち会い人というふうな、これらは環境庁と打ち合はせてやっております。いずれにしても、工場地帯でありまして職住分離というふうなことも、また先ほどお話しただきましたように、緑を十分取り入れるということでもインダストリアルパークということ、これを大いに強

調しているわけでありす。こういうようなことで、何とか公害のばらつかないようにひとつやっいていきたと、こう思っております。

それから第二点の、固定資産税などについての御質問でございましたが、これは実際ははつきりうたてていただきましたが、先生のおっしゃるようになにか補助金でもはつきり出してもらえればいいのか、ごさいましうけれども、これはちよつと私現在の税制上から無理だと思っております。したがって、この固定資産税を減免した場合に地方交付税でめんどろを見るということ、いまのこの現行の制度ではやはりこれしかないのになかろうかと私は思うのであります。別な方法ではつきり明記していただければ、これは私はもうもろ手を上げて賛成いたすのであります。が、そうしていただければいいと思っておりますが、やはり全体としては地方交付税になると思っております。

○柴田利石工門君 それぞれの方から御質問がございまして、たいへん貴重な意見を聞かしていただいたのですが、私、まず第一に和達参考人にお伺いをしたいと思ひます、おことばの中に環境整備の問題、それといわゆる工場なり工業を分散をすること、この関係で、本来の自然といものは大切にしてこれを保存していくことが、環境整備なり公害防止という面で十分考えていかなければならぬと、しかし、一方には開発というふうな命題もあるわけ、新全線によるところの青森のむつの地域、あるいは周防灘の問題等いろいろ、まあほかにも宿毛湾とか志布志とかあるわけなんです、それぞれいろいろ住民の大きな反対にあつて足踏みをしておるというのが実情ではないかと思ひます。したがって、開発と環境の調和といふことは、将来を考えてみまして、やはりビジョンといふんです、方針といふんです、そういうようなことが非常に大切ではないかと思うのですが、先生のお立場は中央公害対策審議会というお立場で御出席でありますので、まあ大きくは環境庁がやるということなんでしょうけれども、

も、そういう面について国としての、まあこの審議会等に関連をしてもいいのですが、そういうところで審議をする何といふんです、大きな立場で審議をするような場所が必要ではないかというふうにも思うわけなんです、同時にまた先生のお立場で、そういう点についてどのような考えがあるのか、ひとつお聞かせをいただきたい、こう思ひます。

それから次に、飯島参考人に御質問を申し上げたいと思ひますが、これは先ほど工業再配置について、出ていくところについてはいろいろ税制面その他で好遇、いわゆる優遇される面があるわけですが、大都市における集積の利益をこうむって、交通渋滞とかいろいろな障害はあるのですが、それをしも補つて余りあるといひますが、表現は適切でないかもしれませんが、集積の利益を享受するために残つておられるところを、工業再配置を促進するといふ意味で、分散策をとるための強力な措置、これは先ほど御質問があつたんではないかと思ひますが、さらにお考えがあれば具体的に示していただきたいということでございます。

それから、産炭地も含めまして、その地域開発というふうないろいろな法律がありまして、従来もそれに対する推進策がとられてきたわけなんです、これはその地域開発を、今回の場合は工業再配置をすることによってそれを起爆剤として一つの新しい都市づくりをしなうと、こういう計画もあるわけなんですけれども、実際は新しい都市づくりは、数えあげれば、上下水道とか、公園だとか、道路だとか、文化施設だとか、いろいろなものがあると思ひますけれども、それらの問題についてはこの法案の中には必ずしも明確に手当てをいふんです、はつきりしない。先ほどのおことば、吉田さんでしたか、誘致のためにはできるだけ努力をするといふふうにおっしゃつてみえたのですが、これも努力をするといふても、なかなかやっぱりそういう過疎地帯における対策というはむずかしい面があると思うわけなん

ですが、促進をするという意味で、そういう面についてかなり手厚い配慮ということが必要ではないかというふうに思うわけなんです。で、工業立地センターでこういう問題、いろいろ手がけて努力をしてみえました経験等からいって、こういう面について、特に今回の場合は、新しい都市づくりを工業再配置によってその起爆剤としてやろうというかなり積極的な姿勢もあるわけですから、そういうものとの関連でどのようにお考えになっておられるのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(和達清夫君) 開発と環境の調和ということについてのお尋ねと思ひますが、開発と環境とはある意味において対立しておるものでございします。まあ私個人は、人類の長い将来の福祉につながるという意味では環境のほうを優先に考えた気持ちは持っております。しかし、開発は現在の社会に必要なものであると思ひますので、これが環境をそこなわない、つまり、人工的にいろいろすることが自然の循環、あるいは自然の浄化作用の中に取り込まれるならばそれは調和したということになり、そのために極力開発に当たつての努力が必要であると思ひます。これが実際には非常に困難でありますので、実際的には人間の行なつておる範囲内だけで一つの人工的循環を考へる。端的に申せば、廃棄物を再生産するというようなことで人工的循環を考へまして、そして自然の循環をできるだけ阻害しないようにするという方法において、開発と環境との調和を保つということがまあ現在考へられることではないかと思ひております。

○参考人(飯島貞一君) 第一番目の私に対する御質問、過密地域でも、その過密を補つて余りある利益がまだ残つておるのではないかと御質問が一つございしました。で、いままでは企業の合理性から過密を補つて余りある利益があったかと思ひます。しかし、現在ではもうほとんどそれは、私どもではなくなつてきておるというふうに考へております。明治、大正の初めから、当時の東京

市でちゃんと都市計画をつくり、城南地区、それから江東地区、あの地域はきちんとした工業地区として指定をされておりました。しかしそういう地域の中でも、だんだん集積の不利益が出てまいります。すでに中小企業ですら、たとえおもしろくもありませんが、栃木県におもしろいところ、くつ下屋さんが千葉県の土気に団地をつくる。配電盤の中小企業の方々が茨城県に出ていくとか、中小企業ですらそういう集まることによつてそれだけのことをすてにやつておる方々もおられるわけでございます。で、いま交通なりいろいろな技術が進んでまいりまして、市民生活に直接結びつく工業というものが非常に少なくなつてまいりました。首都圏の制限法のときには、たとえば、アイスクリームはすぐ解けるから大都市の中にあつていいのじゃないかというところで、制限の除外をされておりました。しかし、いまの冷凍技術でいけば、決してアイスクリームは都内ですべてつくりだす、決つてこういうことではなくて、栃木県とか、もつと、福島県でつくつても非常に技術革新による冷凍設備、冷凍車ができております。自動車でも、そういうもので運んでくる。これはもう十分できてまいります。こういう技術の進歩によりまして、ほんとうに東京になつてはならない工業というものは、もうほとんどなくなつてきております。

で、しかし、そういう工業がなぜ出ないかという問題につきましても、やはりきつかけをどうやつてつくつてやるか。やはり政策とか、先ほど私申し上げましたように、たとえば課徴金をかけるとか、税金が高くなるとか、で、最近では公害の問題から自動車の制限の問題も出てまいつております。こういうことからやはり分散ということには非常にやりやすくなつておる。しかし、もう一歩そのきつかけをつくつてやる政策として、この法案で強力な政策というのが必要で、まあこのために先ほどから私、課徴金なんかは賛成であると申し上げておる次第でございます。

それから、工業を起爆剤として地域開発をやつ

ていられる場合に、工業が行けばいろいろな都市機能が要る、こういうものに対する配慮というところをどう考へるかというお話でございます。で、工業の団地化と申しますか、工業団地の問題は決して日本のような先進国へ仲間入りをしかけておる国とか、そういう日本だけの問題ではなくて、発展途上国、東南アジア諸国で一生懸命工業団地をつくるうとしておりまして、私もその指導に行つておるわけでございますが、これは工業化そのものを目ざした工業団地づくりにございします。それでは、先進国はどうか、先進国も一生懸命工業団地をつくつております。で、先進国が工業団地をつくるのは、決して工業化を目ざしているとは私どもは思つていないわけでありまして、やはり先進国ではある程度の経済成長があります。それは工業というものを団地化をするということ

は、それは都市づくりの一環であるという考え方、工業は工業で集まつて、次第に町の中に溶け込んでいく、これが市民の結局しあわせになるんだという考え方、一生懸命アメリカでもイギリスでも団地をつくつております。で、やはり日本の工業団地づくりも、先進国のような一つの町づくりの中の機能として考へていく必要があると思ひます。その場合に、工業団地をつくつたときに、近くに住宅とか、行政機能とか、交通とか、通信とか、そういうもののたよれる機能のある都市があれば、これは工業だけの団地をつくつてもいいわけでございますけれども、最近では、やや都市から離れてその機能に依存できない、非常に大規模な工業団地をつくる場合には、海外でも工業団地と住宅団地、それからレクリエーション並びにショッピング、それから銀行、金融機関、そういうものをきれいに配置をした一つの複合的な工業団地、インダストリアルニュータウンという形で進められております。で、こういう形で進みますと、新しい町づくりというものになつてまいります。で、新しい町づくりというものは、日本でも工業団地がだんだん大型化してまいります。それから住宅団地もだんだん大型化してまいります。多摩ニュータウンと

か、千里ニュータウンとか、非常に大規模な住宅団地をつくつて、三十万の住宅ニュータウンをつくりながら、そこに働く場所が全然ない。永久にベッドタウン、通勤をするという形の住宅団地ができておまして、一方、工業は工業団地だけつくつて住宅はつくつてない、こういうかたわなと申しますか、こういうことでは非常に将来を考えたときには、やはり機能的に欠けていくんではないか。やはり都市の機能整備ということを中心から考へた団地づくりでなければいけないし、それはその団地をつくる場所がどこか、こういうこと、それからその大きさはどうかというところに関連をしてくると私どもは考へておるわけでありまして。

○理事(川上為治君) 参考人に対する質疑はこの程度にいたします。

参考人各位には、御多用中、長時間にわたり御出席いただき、また、貴重な御意見を拝聴させていただき、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

午前の審査はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

午後二時九分開会

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

午前に引き続き工業再配置促進法案及び産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○原田立君 今度のこの法律によつて一応考えられる臨海区域です、内陸じゃなくて臨海区域、これはどこいら辺が計画の中に入つてゐるんですか。

○政府委員(本田早苗君) 前回大臣がお答えいたしましたように、今回の工業再配置の構想でまいりますと、太平洋ベルト地帯から日本の周辺部に

工業を再配置していこうという構想でございます。その際、臨海の大規模な工業基地というものの建設も必要であると思いますが、地域的に考えられますのは、日本列島の北東部、南西部というのが一応の地域として想定されるというふうに考えるわけでございます。

○原田立君 いま問題になっておる青森県のむつ小川原とか、あるいはまた苫小牧の臨海地域ですね、先ほども知事のお話もあつたけれども、それらも計画の中に入つておると、入れるようなことになっておりますか。

○政府委員(本田早苗君) 日本の北東部として考えられる地域としては、一応それらの地域は、臨海工業の地帯として考え得る地域だというふうに考えます。

○原田立君 いわゆる臨海地域に——私公害一本でお聞きするのでありますけれども、公害が多発しておると、そこにまた、新しく工業再配置法によつてできる臨海地域も公害が多発するようであつてはならない、こういう心配をしてゐるわけなんです。その点どうですか。

○政府委員(本田早苗君) 御指摘のとおり、先ほど和達参事人の御意見にもありましたが、工業の分散が公害の分散であつてはならないということは大目も前回お答えいたしておりますが、われわれとしても、その点きわめて重要だと思つてございまして、したがつて、環境の保全に配慮しながら計画的にやることが必要だ。その意味で、臨海の工業基地の構想を具体化する場合には、その点を特に重視してやる必要があると思ひます。したがつて、工業基地の建設計画を考える際に、生産規模に見合った排出物の量、あるいは排出物の除去の技術、あるいは自然の浄化能力というものを十分把握して、生産の規模なり、あるいは設備の配置を考へるということをやまず考へる必要があると思ひます。

それから第二点といたしましては、技術が進んでまいつておりますが、公害防止設備の促進、設置を促進するにあたりまして、これを十分最新の

設備を設置せしめると同時に、これも先ほど和達参事人の御意見がありましたが、排出物をできるだけ生産過程の中で回収処理する、いわゆるクローズドシステムの導入という技術の採用を進めていくことが必要だというふうに存じます。それからまた、厳格な公害防止の監視体制を整備しておく必要があると思ひます。

それからもう一点、午前中も出ておりました、用地につきましては、余裕のある用地を確保いたしまして、十分な緑地あるいは福祉施設等、生活に潤いのある工場用地という形で形成することが必要だというふうな思ひ方でございまして、御指摘のように、臨海工業基地の建設にあたりましては、公害の発生を事前に防止できるよう配慮というものを十分やる必要があるというふうな考へます。

○原田立君 いままでのような、あとを追つかけていつて規制するということや、やはり出ないよう、新規設立でありますから、やはり出ないようにもつてやらなければならぬと思つております。この前も具体的な名前を言つて申し上げたように、北九州市の洞海湾、あるいはまた大牟田の空、海はきたならしい、あれは終戦後の過去二十数年間、いまでも昔からのことでしょう、累積されたもので、いまそれをやつとこさつとこ除去しようというのになつてゐるわけですが、これは過去のことをいまさら言つてもしょうがないと思つておつたことが大きな原因でありますから、今度新しくやるところはもうはつたらかしにしておいたのじや、またあの二の舞いをしてかすことになると思ふ。そういうことがないように、通産当局も厳重な監視をしていてほしいと思ふのであります。過密地帯に工場が密集している、それを分散させる、それはそれで私も賛成であります、そういうことは、ただ何といつても公害の地方分散、こればかりを心配するわけでは、ないかと思ひます。十分手当てをしていただ

それから計画の中に、いわゆる田中構想とでもいうのでしようか、その中で昭和六十年代の展望というところで、GNPを米国のように近づけることを大臣は言つておるわけですが、円切り上げ後も一〇%の成長がほんとうに可能なかどうか。その施策を講じるにあつては、重化学工業ももっと伸びるであらうし、公害の発生が心配になるわけですが、そこら辺関連づけて、今後一〇%の成長が見込まれるのかどうか。また、そのときの重化学工業の伸びぐあいはどうなつてゐるのか、公害の心配はないのかと、こう続けてお願いしたいと思ひます。

○政府委員(本田早苗君) 一〇%の成長につきましては、前回の当委員会におきまして大臣から答へましたように、五%の場合の成長の場合、あるいは七%の場合、八%の場合、あるいは一〇%の成長率として過去に一〇%、あるいは一〇%の成長率があつたというのを頭に置いて、一〇%の成長率の場合というふうないろいろ試算をして、その中で適當なものを選考しよう。ただ、一〇%というものが潜在的には成長力として日本の経済にあるということも考へる必要があるという意味で、一〇%成長の試算をしておるということであるという点につきましては、前回大臣から答弁したとおりでございます。

一〇%やるのが現実にかどうかという点については、工業再配置計画の作成を通じて十分検討して、適當な比率を算定してまいりたい。前回大臣は、その際、おそらく七ないし八%程度のところがあるいは適當でなからうかと思つたというふうな申し上げたわけでございます。

かりにその程度の成長が行なわれるとした場合に、御指摘のように、重化学工業、特に基幹資源型の工業についてどの程度考へることになるかという点でございますが、この点については、やはりこれからの産業構造としては知識集約型の産業に移つていくことが必要である。そういう意味で産業構造審議会の答申では、研究開発集約型の産業、あるいは高度組立型型の産業、あるいは

ファッション産業、情報産業といったような知識集約度の高い産業に移つて、エネルギーを節約し、資源を節約できる型の産業に重点を移して育成することが必要だというふうにいわれておりまして、われわれとしてもその方向がよいというふうな思ひ方でございまして、それはさうだとしても、やはり基幹資源型の産業の今後の生産の見通しをいたしましては、高度化する国民生活、あるいは社会資本の充実、あるいは新しい産業、業種が伸びていくということをやささる意味では、やはりエネルギーとかあるいは基礎資材の生産の量は、やはり拡張をある程度続けざるを得ないと思ひます。前の試算で見ますと、大体工業出荷額が四倍程度になる場合に、基幹資源型の産業のシェアは三倍程度の成長で足るという形になるのでございまして、ウェットとしては基幹資源型の産業の出荷額の増加テンポは落ちるというふうな考へるわけでございます。

○原田立君 新全総が百六十兆円、工配法によりまして三百兆円、約二倍ということになつておるわけですね。この前の大臣の答弁では、何か新全総を改正するような、そんなふうな意味の話もありましたけれども、そういうことになるのですか。

○政府委員(本田早苗君) 現在ありますいわゆる新全総は四十四年に策定されたものでございまして、その後の実績の動き等を考へてみまして、四十五年価格で見ますと、五%の成長でも百五十二兆円になりますし、それから七・五%で二百十六兆、八・五%で二百四十八兆と、そして一〇%の成長した場合に三百四十八兆という試算があるというところでございまして、おそらく新全総総点検ということを企画庁のほうでもやられるようございまして、計画策定時以降の実績が出てまいりますから、それをベースにすると、数字としてはいま申し上げたような成長率とGNPとの関係が出てまいらうと思ひます。そういう意味で総点検が行なわれ、見直しがある場合には、数字は改

定されるだろうというふうに考えるわけでございます。

○原田立君 この法律によって、集積度の低い過疎誘導地域へはもとより工場が移転——まあできる自信があるからあなた方は法案提出したんだらうと思うのだけれども、ほんとうにできますか。

○政府委員(本田早苗君) 前回、大臣が答弁申し上げましたように、現在過疎地域に立地した企業の当初の立地理由は、やはり集積の利益を享受するという経済的な判断に基づいて立地したものであらうと思いますが、最近の状況では、集積利益を享受し得る状況でなくなつてまいつたという事情でございますが、朝の参考人の意見にもあつたとおりでございます。昨年の五月に、通産省として移転の意向につきましてアンケート調査をいたしましたわけでございますが、八百八十九の企業から回答が出ておりまして、そのうち八十九企業は移転計画を持っておりというふうに答えております。それから、条件さえ整えば移転をしたいという回答があつたものが九十九企業ございまして、合わせて百九十八企業、約二一％が移転を考えておるといふことでございます。また昨年十一月、中小企業庁で大都市の中心地域に立地しておる中小企業につきまして、やはり調査をいたしましたところ、移転の必要があるというふうに答えたのが二百三十企業、二六％でございます。現状のまま、あるいは増改築で対処したいと言いつつも、条件さえよければ移転したいと答えたのが二百四十六企業、二八％でございます。合わせて、できれば移転したいといふところまで入れますと、五四％の企業が移転を考えておるといふことでございます。このような移転希望の企業がかなりふえてまいつておるといふ事情の調査は、この工業再配置の対策というものが必ずしも前提になつて判断を求めたものではございませんでした。そういう意味で、今回この工業再配置促進法案が成立して、いろいろ助成策が講ぜられるということになりますと、こうした希望が具体化する

る、あるいはさらに増加する傾向も推測できるわけでございまして、われわれとしてはこの法律の成立によりまして、企業の移転が現実のものとなつて実現してまいらうというふうに考えております。その対策としては、前回もお答えいたしましたように、必ずしも十分でないかもしれせんけれども、これは追つて補強していくということを考えていふに考えるわけでございまして、

○原田立君 六十年にわゆる必要な工業用地面積は、四十年を基礎にすると約三倍、鉄鋼関係は四倍、石油関係は五倍、石油化学については実に十三倍と、それぞれ生産規模が拡大すると、こういっているわけでありますが、これでこの用地確保に自信がほんとうにあるのかどうか。まあ何度か繰り返しになりますけれども、こういうように大きな工場用地、工業用地の必要といふことになると、どうしても公害の発生といふことをおそれるわけであります。で、その地域において、企業と自治体ときびしい公害防止協定等を結んでやつてはいくんだらうと思ひますけれども、こういうような地域拡大といふことで公害の発生を強くおそれるわけであります。それは心配ないかどうか。先ほど前段の質問は、用地確保に自信があるのかどうか。

○政府委員(本田早苗君) われわれの試算では、御指摘のように、昭和六十年度には二十八万ヘクタール程度の工業用地が要するだらうといふふうに考えるわけでございますが、そのうち内陸の工業用地が十八万、臨海が十万程度要するのではなからうかといふふうに考えております。これらの工業用地につきましては、二十八万ヘクタールといふことでありまして、広さとしては国土の〇・八％程度でございます。各種地域立法等で地方公共団体等がいろいろ工業用地の造成を進めるといふ体制でいきますので、用地そのものについての確保は、御指摘のように公害防止、あるいは住民との融和等の条件を満たすならばそれほどむづかしいはなからう、見通しとしては確保できるの

ではないかと思ひます。ただ御指摘のように、公害問題等とからみまして、住民の納得を得るといふ体制を整えていくことが必要だらうというふうに思ひます。そういう意味で、今回の工業再配置促進法案では、工場移転の認定にあたりましては、移転先の知事の意見書を添付してもらはう、あるいは地方公共団体が造成する工業導入地区へ移転するものを認定するといふふうにして、公害問題、それに基づいて住民との相互の理解、融和等を前提にして進める体制でまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

それから、先ほど御指摘のありました臨海の工業基地につきましては、十分事前調査、あるいは新技術の導入、あるいは公害防止施設も最新式の施設を設置等を行なひしめまして、公害発生については十分防止できる体制をとることを進めてまいりたいといふふうに考えておるわけでございまして、

○原田立君 工場誘導地域といつても、むやみにたんに工場が行つたんでは、その点は困るわけですが、いろいろな法律によつて規制もされるだらうと思ひますが、要するに、観光面であるとか、要するに、地元でこういうところでは工場来てくれ、こういうところは来てもらつちや困りますよと、こういうことになるだらうと思ひますけれども、そこいら辺のところがつきりいくかどうか。

なぜこんなことを言ふかというと、志布志湾ですね、志布志湾の何か計画があるように聞いておりますが、あれを、国定公園を解消して、それであそこを工場つくるというふうなことで、地元民が非常に強い反対をしているわけです。そういうようなケースが今後もあるのかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(本田早苗君) 志布志湾の問題は後ほど申し上げることにいたしました。誘導地域に工場が移転あるいは新増設する場合には、御指摘のように、地元の地方公共団体が、平たい言い方をいたしますれば、来てくれといふところに出ると

いう体制を進めたいと思ひます。と申しますのは、税法上の恩典を受けられる認定につきましては、県知事の意見書を添付してもらふことにいたします。で、県知事は、不適当だと思ふ場合には、その意見書において適当でないという判断をつけられれば、われわれとしては認定できないことに相なるわけでございまして、それから、農村地域工業導入促進法に基づく工業導入地区への進出につきましては、地方公共団体が自分でつくる団地でございまして、これにつきましては、公害防止等については事前に計画に組み入れて造成された団地でございまして、農村地域への進出については、この団地に入る場合に認定しようといふことにいたしておりますので、これも地元の意見を尊重して入れるという形になるわけでございまして、そういう形で、来てほしいといふところに入れるという形で運用してまいりたいと思ひます。

志布志の場合につきましては、これは現在、県が大隅開発計画ということで、工業のみならず、農業も含めて大きな開発計画を出してあるわけでございまして、現在のところ、まだ地元との調整が終つておりません。前回の委員会において大臣が申し上げましたように、やはり地元の地域住民の了承を得た上で計画を進めるといふのが前提でございますので、そうした手続を現在県としていろいろ話し合ひを進めておる段階でございます。

○原田立君 事務所税、事業所税、いわゆる過密税、こういうのをぜひ設けるべきだといふ最初の構想が田中大臣のほうからあつたと思ひます。ありますが、これ、いつの間にかなくなつちやつたんですけれども、前回の田中通産大臣の説明では、そういう禁止事項等については次の国会で考えていくんだと、こういうふうな意味の答弁もあつたんですけれども、どうしてこれがなくなつちやつたのか、もう一べんお話し願ひたいと思ひます。

○国務大臣(田中角栄君) 事務所税は、自治省

が、地方財政が逼迫をしておるといふ角度から新しい財源として考えたわけでございますが、これに對しては、私どものほうでもただ単なる財源というだけではなくて、事務所税というようなものを新たに作るうとするならば、この追い出し税との関係もあるもので、もう少し調整をする必要があるということが一つございました。

それから、もう一つの追い出し税というものは、まあ三段階に地域を分けまして、追い出さなければならぬところ、誘導しなければならぬところ、そしてまん中の地域ということに三つにいたしまして、で、まん中の地域は現行法どおり。それから誘導地域は税を安くする。それで、その穴のあいた部分は追い出し税で、過密の地域から取るということになると、ちょうどバランスがとれるわけでございまして、傾斜がつくわけでございます。まあ傾斜を相当つけなければ、なかなか工場の分散とか誘導政策はうまくいかないわけでございます。

それで、それがやっぱりこの法律の一つの重要な部分でもあったわけでございまして、しかし、法人の暫定税率としておりました一・七五というものがごとし計算しますと、千五百億ぐらになつたと思ひます。この税が、まあことしは財源がないので、不景氣——景氣が浮揚しないということもありまして、どうしても財源確保の観点からこの一・七五は一年間現行法のままで進みたいという財政当局の強い意向もございました。そういうこともございまして、税に関する問題の最も合理的な面は引き続いて実現をはからう、こういうことにいたしましたわけでございまして。

そういうわけで、この法律は、入れものを一つくつていただく、制度をスタートさせていただくというところで、まだまだ付加しなければならぬ施策がたくさん存在するわけでございまして。その中で、いま御指摘になつたような新しい税によって調整を行なう、またこの法律の目的の推進を行ないたいという考えは変わっておらないわけでございますから、引き続き財政当局とも協議をし、

当初考へておつたような制度が完べきものになるように努力を続けてまいりたいと、こう考へております。

○原田立君 局長でけつこうですけれどもね、今後、過密地帯のいわゆるいま大臣からお話があつた過密税ですね、過密税をかける業種というのは全部ですか。それとも何かこういうのは、特殊なものにはかけないようにするとか、そういう考えはあるんですか。

○政府委員(本田早苗君) 事務的に検討をいろいろしておつたわけでございまして、その際、都市型工業のようなのはかけずにおくべきではなからうかというふうな意見等も出ておりましたが、これはまだ技術的にいろいろ問題がございまして、所得基準でかけるのはいいか、あるいは外形基準でかけるのはいいか等々もございまして、その辺を詰める前に財源問題等からみまして、一応見送っておりますが、引き続き検討いたしましたという現状でございます。

○原田立君 そうすると、そこら辺まだ煮詰まていないということなんでしょうか。

○政府委員(本田早苗君) そのとおりでございます。

○原田立君 煮詰まていなければ、また聞くのもおかしいと思うんですけども、いまちょっと局長の話の中にあつた都市型工業ですね。それは業種を明確になさるんだらうと思うんですけど、いつごろなさるんですか。

○政府委員(本田早苗君) 都市型工業というものが特に定義があるというわけではないわけでございますが、首都圏の工業等制限法等におきましては、新聞印刷業とか、一定範囲の食品品の製造業とかが都市機能と密接に関連しておる業種だといふことで例外扱いにされております。しかしながら、けさほどの参考人の意見にもありましたように、技術革新、あるいはネットワークの整備等からみまして、必ずしも従来の都市型工業が都市に残つておらねばならないという現状でなくなりつつあるということもございまして、したがいまし

て、都市型工業を今後地方へ分散する際には、あまり限定して考へる必要がないんじゃないかという、分散助成の点につきましては、そういう考へ方を持っておる次第でございます。外へ出ていく場合には助成したいと、こういう考へ方でおるわけでございまして。

○原田立君 外へ出ていく場合は助成する、あと残つたものはそのまゝにしておくというのは、それはおかしいのだと、そういうことはしないのだと、残つておるものはばつとかけるのだと、こういうようなさつき大臣の答弁だつた。それで、課税のときに対象からははずすものがあるのだから、こう思ふわけですよ。それが衆議院、あるいは当委員会でもあなたの説明の中では都市型工業とか、あるいは市場指向型の工業とか、こういうふうなことで説明されておるのだけれども、それがいまのところきまつていない、厳格に規定する必要があるんじゃないか、こう思つておるのです。じゃないと、また便乗的に政策的配慮だといふことで次から次と乗つてきたものでは、それは出ていく者がばかを見る、といつてはおかしいけれども、出ていく者が、ほんとうからいへば正直者はばかを見て、ずうずうしく残つておるほうがあるかと、こういうことになつてしまふ。これは早くきめる必要があるだらうと思ふ。いつごろになるのですか。

○政府委員(本田早苗君) 御指摘のような問題がありますので、できるだけ最近の条件のもとで都市型工業種というものを判断すべきだと、そういう意味では、けさほどの参考人の意見にありましたように、都市型工業といふものがそもそもあるのかないのかという問題も出てまいつておるわけでございまして、できるだけ早くその点は整備したいと思ひますが、少なくとも、出ていく場合には、これは都市型工業だから出ていくということとはせずに、助成して出ていくのもうと、こういう判断にはもうすでになつておるわけでござい

ます。

○原田立君 出ていった場合の生活環境の改善事

業、これは当然やらなければいけないと思ふのですね。いわゆる公共的に国のほうでがつちりとそれは指針を示していかなければならないのじやないかと、こう思ふのでありますけれども、ただ単に、それを独立採算制をたてまゐとする民間デベロッパーにまかせて、はたして十分な整備ができるかどうか、私は疑問に思ふのですが、その点に具体的な資金計画は現在どうなつておるのか、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(本田早苗君) 御指摘のように、分散していく先の工業の立地する環境というものが、十分な条件を備えないようなままに移動していくという条件では、適当でないといふふうな存じます。そういう意味で、移動していく先の工業団地といふんですか、工業用地の条件といふものは、ある程度備へるべき要件を考えねばならないといふふうに思ふわけでございまして、それに伴う資金の計画等につきましては、具体的にどの地点で何をつくるというのがこれからつくる問題でござい

ますので、いま申し上げられる状態にはなつておらないので、その点は御容赦願ひたいと存じます。

○原田立君 ほんとうは容赦しないところなんだけれども、できていないのだからやむを得ないでしょう、そこら辺が一番問題なわけですから。

それから、流通体制の確立なんでありまして、いわゆる田中構想による六十年度の総貨物量といふのは一兆三千二百億トンキロと、こういうふうにいわれておるわけでありまして、これが陸上輸送においては約八〇%が自動車輸送、こうなつてくると道路の混雑、運転手の不足などの問題がたちどころに表面化してくるわけでありまして、まず、このような輸送体制の問題をどう解決するの

か。

○国務大臣(田中角榮君) 六十年一兆三千二百億トンキロというのは、それはちょっと数字が大きいのでございます。これは三百四兆円計画のときの数字でございますから、それはもっと小さくな

と思ひますけれども、しかし、いまから考えると非常に大きなものである。それでやりますと、とてもこの程度の法律ではそれに対応できないというところがございますが、まあその後五〇％の場合には百五十二兆円、七・五〇％の場合には二百六兆円、八・五〇％の場合には二百四十八兆円というような計算で申し上げておるわけでございます。そういう国民総生産の数字が小さくなると、その荷物も貨物量も幾らか減ってくるわけでございす。それでもいまから計算しますとたいへん大きな数字でございます。その数字でまいりますと、いまの四〇％シエフである内国海運で運ぶものを五〇％に上げなければならぬ。五〇％に上げてなお、逆算をしてみますと、その数字を基礎に計算をしますと、六十年までに九千キロ程度の新幹線を建設しなければならぬ、そういう方向で新幹線建設促進法というものができたわけでございす。その建設を行なうための費用をどうするかというので自動車トシ法というものがすでに国会を通過しておるわけでございす。しかし、別表は、九千キロの別表がついておったわけでございす。この法律を提出する過程において、六十年を展望してまだ青写真がまだかきでいて、現行鉄道敷設法による別表と同一になるおそれがある。別表は除こうということで、あの建設促進法には別表はなくなつておるわけでございす。いづれにしても、新幹線九千キロを必要とするということになります。それだけでは荷物はまだ片づかないので、近距離通動、近距離輸送というような面を受け持つためには、現行の鉄道二万五千キロぐらゐると思ひますが、この鉄道の主要部分の複線電化をして貨物を輸送するということにならなければならぬという計算が出ております。それが可能であるという前提に立ちますと、いまの二千万台の車が三千九百万台ないし四千万台になると推定をされるわけでございす。この車がようやく運行することができたらうという数字になります。そうでないと車は

制限をせざるを得ないわけでございす。これは道路計画もいまの十兆円計画ではなく、六十年まで六十兆円ぐらゐの道路投資を行なつて初めて運行ができるというような数字が、逆算すると出てくるわけでございす。先ほど申し上げましたように、一兆三千二百億トンキロの数字そのものが少し大きいということでありまして、三百四兆円を二百五十兆円にすれば五十兆円分は貨物が減つてくるということでございますが、いづれにしても、相当な公共投資をやらなければ問題にならない。その面からいって、工業再配置を實行しないでいまのまま自然発生でやっていると、東京とか、大阪とか、太平洋ベルト地帯は乗用車の運行は全く不可能になるという程度の数字は出るわけでございす。

○原田立君 だから大臣ね、そうなんちゃねからいから、輸送体制の確立ということが必要なわけですよ。いま新幹線計画と、それから道路計画については六十兆円ぐらゐでまた新規につくると、そういうふうなちよつと御答弁だったけれども、そういうことですか。

○国務大臣(田中角榮君) いまの一〇％成長でもつてまいるとすれば、貨物がそれだけ動くわけでございす。それから、いつも申し上げておりますように、石油は七億トンも入ってくるわけでございす。鉄鉱石も全世界で最大の輸入国になるわけでございす。ですから、そういうことは数字はもうきちんと出るわけです。いまの八十三兆円でもつて四十六年度には幾ら国内貨物が動いておるといふ現実的な数字があるわけでございす。それから、これを基礎にして計算をすればすぐ出るわけです。ですから、もう拠点中心主義ではどうにもならないというわけでありまして、これは東京や大阪の町の中を、道路を全部三倍にしなければならぬといつても、これはとても六十年までにできるわけありません。そうすると、やはり分散をせざるを得ないということになるわけです。分散をしても動く量というものは局地的に動くのではなく、これはほとんど全国的な状態において動くのでござ

いますから、内国海運の四〇％のシエフを五〇、半分に上げられるわけです。一兆三千二百億トンキロのうち六千六百億トンキロは海でやるということになる。六千六百億トンキロのうち六百億トンキロというのは、いま国有鉄道がフル運転をして一年間で運べる荷物の限界は六百億トンキロでございます。それから、六千六百億トンキロから六百億トンキロを引けば六千億トンキロ、いま鉄道で運ぶ十倍の荷物が残るわけです。これは道路で運ぶか、新幹線で運ぶか、どちらか考えなきゃ運べないわけでございます。いままでは飛行機輸送などというところをいってまいりましたが、鉄道全部がフル運転をして運べる年間貨物の十倍ということになれば、これは飛行機で運べるはずはありません。そうなるかどうかというところ、道路をうんと拡幅しなければいかぬ。拡幅しても、貨物だけでは運べないというところがございます。これは二

千七百万台の車が必要であるというふうになつていふと思ひます。二千七百万台という二千七百万人の運転手が必要ということになるんですが、それは六十年における交通労働者は五百五十万人である。その中から運転手に配置できるのは三百五十万人が限度だろうというところになれば、二千七百万台の車を三百五十万人で動かせるわけはない。そうすると、新幹線に人間を移し、そしていまの鉄道を複線電化をして、少なくとも残りの半分くらいはものを動かさなければならぬ。動かさないとすれば、乗用車の運行は三分の二以上禁止をしなければ貨物の自動車動かさないというところは、これはもう計算上出てくるわけでございす。ですから、まあ、その意味で新幹線も九千キロやんなきゃいかぬ。だから分散をせざるを得ない、鉄道も九千キロつくらなきゃならぬし、在来線の複線電化も行なわなきゃならぬし、その上なお道路は、計算によると六十兆円ぐらゐの投資をしなければ、一兆三千二百億トンキロ運行はできないというところになるわけです。ですから、一兆三千二百億トンキロを一〇％経済で見ておりま

すので、これを七・五％経済にも押しやるとすれば、もう二五％は減るわけでありまして、その投資も少なくなるわけでありまして、その数字から見ますと、新全線などの公共投資は逆算してつくらなければほんとうは合わないのです。これはもう七・五％でも、いま申し上げましたように膨大なない貨物が動くわけでございす。それから、これをこの程度だろうというところでもつて積み重ねてまいりますと、社会資本の不足はうんと開いて現状のような状態になる、こういうことでもございす。ですからこのままでいくと、ほんとうに五％経済もむずかしいような状態というところに、現状のままで押し進めていけばそうなるわけでございす。ですから、まあ見込み数は一〇％というところと計算をしてみますと、七・五％から八・五％で計算をしてみても、相当膨大な交通に対する投資が必要であるというところは事実でございす。

○原田立君 問題は、陸上輸送にしても、海上輸送の強化にしても、一番問題になるのは安全性の問題だろと思う。パイプライン事業法案も出ておりますけれども、われわれ当初は当然こういう石油、重油の輸送の方法いいんじゃないかと、こういう気持ちでおつたわけじゃないかと、現実問題になってみると、その安全性、保安のあり方、非常に疑問を感じてゐる。これでは危険が増大するのではないかと、こういう心配をしておるわけでありまして、間違つても事故など起きないように、間違つても安全という考え方に立脚した十分な保安体制の確立をしなければいけない、こう思ふわけでありまして、まあ現在工配法の審議でありますから、パイプの質問としてはおかしな話ですけれども、要するに、安全性という面についてもつと強く固にしてみたい、こう思ふのですが、どうですか。

○国務大臣(田中角榮君) それは全く御指摘のとおりでございまして、安全性というものの確保というところが第一でなければならぬ、だから生産第一主義から生活へと転換をしなければならぬ

と、こう申し上げておるわけでございます。で、安全という、やはり公害論争をずっと詰めてまいりますとよくわかるのですが、局地的なところでもって——同じ排出物でも、局地的に出るために空気が汚染されること、水が汚濁されること、複合公害を起こすことというところは、これは局地的に小さいところでやっておると、特に、公害は驚くべき結果をもたらすわけでございます。いろいろなものがあるために、考えられなかつたような化学反応を起こすということもございいます。そういう意味で、全国の一〇というより、一〇〇、一〇〇〇というところより、一〇〇〇〇、一〇〇〇〇〇というところより、規模が大きくなつていくわけですが、大きくなつてまいりまうから、公害の排出基準というものはこれから厳重にチェックされますから、だんだんよくくなる。それにしても、企業の規模そのものが大きくなつてまいりまうから、これはやっぱり公害防除という面からいっても工場分散、工業の分散ということも公害防除の一つの手段にもなるわけでございまして、が、まあいまのバイブレーションの問題でも新幹線でも同じことでありますから、騒音もありまして、いろいろなものがありますから、そういふ新しい面からも公害の排除に対しては知恵を働かし、また制度を完備すべき制度にしなければならぬ、こう思います。

○原田立君 次に工業用水の問題、水資源の問題であります。工業用水等の地域的な需要構成は現在と大きく変わつてくるであらうと。これは地方工業分散ですから、当然そうなるであらうと。考えられておりますが、現在工業用水の料金は、政策料金として全国的にあまり差がつかないように決定されておるんですが、もし地方で安い工業用水が得られるようなところがあれば、この工業用水料金の弾力的な運用ということが取り上げられなければならぬと思ふんですが、その点のお考えはいかがですか。

○国務大臣(田中角榮君) これも、分散をするメ
リットというものは、一律的であつては全く分散のメリットがないわけでありまして、ですから新幹線、それから港湾の整備、空港の整備等で、距離的には地方分散も非常に合理的に解決はされますが、それにしても、東京の中にあつた工場を北海道に移すという場合には有利ではないと思ふんです。雪が降るといふだけでも有利でないわけですし、冬季の燃料費を出さなさいかぬといふだけでも負担が多くなるわけですから、それに見合うものが必ずあるはずで、それは電力が安いとか、それから土地がうんと安いとか、工業用水が低廉であるとかいうことでないやうなもので、それは水の不足の東京と、雪の降る新潟や東北といへば、雪は水ですから、水は最大の財源なりでもって、安いにきまつてゐるわけですから、それから、それが開発費が新しくかかるというやうなことで、全国一律であるということでは、地方分散のメリットがないわけですから、だから九電力なども、九電力にやつておくといふのは、やっぱり北海道とか東北とかいふものは電力料金が安くしてしかるべきであります。だから、そういう意味で工業用水といふものは、当然分散先の地方といふものは工業用水が安くなくはいかぬ。私は電力料金も言つたんですが、なかなか抵抗があるやうです。抵抗があるなら何で一体九電力に分割する必要があるんだという問題にすぐなるんですが、私も通産大臣で、そんな荒っぽい議論をするつもりはありせん。ありせんが、九電力といふものの存在を必要としておきながら、それは広域運営といふものがある限りにおいては、電力料金といふものは当然差が起るわけでありまして、それをとおね全國一律にしておるわけではございませうが、やっぱり電力料金も、それから将来水もみんな差がつくべきだと、そこで初めて逆な傾斜ができて、工場は自動的に誘導されるということになるわけでありませう。

○政府委員(本田早苗君) 工業用水の料金につき
ましては、御承知のとおりであらうと思ひますが、四大工業地帯とその他の地域では、料金として二円五十銭の差を設けておる次第でございませう。
○原田立君 局長、変なことを言ふと話がわかんなくなつちやうから……大臣が言つておられるやうに、その地方地方において当然差がついてしかるべきだといふ考え方は、これはばくはいと思つておるわけなんです。政策的にきちんとしておるべきことではないかと思ふんですが、こう言つておるわけなんだから、あまり変なことを言ふと話がわかんなくなつてくる。
それから、労働力の問題ですけれども、さて、こうやつて工場が地方分散するそのときに、はたして、現在地方から大都市に來ている若年労働力がUターンしていくかどうかといふのが、実ははなはだ疑問に思つておるわけなんです。また、だけれども、当然そうしなければいけないだらうと、そうするに、地方都市を充実させ、若年者に魅力あるものにするところがまず先決だらうと思ふんです。工業再配置にあつて、具体的にさういふ地方都市の魅力化、労働力の再配置といふやうなことに、基本的などういふお考えでしようか。

○国務大臣(田中角榮君) いま、四十五年度の実績で、中卒一人当たりの募集費が四十万円くらいの実績だと思ひます。きつとことしあたり五十万円になつてゐるのかもしれない。そういうやうな状態でございませう。しかし、その五十万円に近いもの、四十万円のときに計算をしてみても、五〇%がUターンしてゐるわけなんです。一応出てくるけれども、Uターンする。一人当たり八十万円最低かかつてゐるわけなんです。いまだと百万円くらいかかつてゐると思ひます。だから、そういう問題あまり経済問題として議論されないうこととは、まだ日本の経済論争甘いといふことも一面言われるわけではございませう。実際、中卒一人に百万円近く募集費がかつておるといふことは事実でございませう。そういう意味で、半分Uターンすると、こういうことでございませうから、これはやっぱり働くところがないのでまた出てくるということにもなります。ですから、働くところがあれば、環境のいいところに必ず質のいい労働力は定着する。特に、実業と一緒における家がある。それで、そこでもってほんとうに働けるならば、まだ東京や大阪や県庁の所在地で住宅を買つても、建設するよりも、はるかに安く持ち家もできるわけなんです。だから、そういう状態で魅力はあります。ですから、大都会のように、絶対つばれない会社といふもの、つばれない職場が望ましいといふことでございませう。
もう一つは、工場といふものが公害公害といわれておるから、緑地があつたり、遮断緑地があつたり、いまのナショナルの地方工場などを見てもおると、これは非常に、白砂青松といふ中にまっ白い建物をつくつて、病院か工場か研究所か何かわからないといふ、そういうものによつて魅力を感じていく、これは当然だと思ひます。色も問題です。カラーといふものも非常に問題なんです。工場はやっぱり赤い屋根、青い屋根といふやうなもの——私は、近代経営者といふのはそんな感覚がなければ若年労働力なんか集められないと思ふんです。いまだで、賃金さえ上げれば集まると、そんなものでは集まりません。私は、そういう意味で、そういうカラフルな工場等もつくろ。もう一つは、社会環境を整備しなければいかぬ。都会には都会のよさがある。夜、電気がついておる。これは女子工員にアンケートをとつてみるとすぐわかるんです。いなかでは暗い。だから、二十四時間開いていふことは、若い人には非常に魅力なんです。都会の持つ魅力といふものを分析してみると、たいしてそんなにめんどろなところはないと思ふんです。そういうやうな社会環境を整備されるということが、社会環境の整備をされたところでないといふ若年労働力は定着をしない。
私は一つの例を申し上げますと、入広瀬といふ、五メートルから六メートル雪の降る福島と新

海の県境は過疎でどうにもならなくなっている。そこに小さな、まあ百人くらいの工場をつくった。誘致をして、私も応援をしてやったんですが、非常に成績がいい。これは、若い中卒の女子工員が定着したら、出かけて行って、村を捨てた若い男子がみんな帰ってきたんです。それは事実なんです。そういうことを考えないでもって地方開発とか、若年労働力を定着させようといつてもそれは無理です。ですから、そういう社会環境をちゃんと整備をして、そうして若い人たちに魅力を持たせる。ここで育ち、ここで働き、ここで死ぬんだというようなやはり魅力があるものにしなきゃいかぬ。これがやはり今度の地方開発を行なうときに、経済ベースだけではなく、やはりそういうものをひとつほんとうにまじめに考えて実行していくということになれば、若年労働力はもう十分定着させることができる、こう思います。

○原田立君 工場の地方分散の一番大きなネックになるのは、土地取得の問題ではないかと思えます。土地を、工業用地を確保すること。で、田中大臣の話を聞いてみると、もういまでも工場地方分散は軌道に乗ってさあつとこういつてしまいうような感じを持つわけでありまして、やはり土地取得の問題がなかなか大きな課題ではないかと思ふんです。現に、最近における地方の工業用地の価格も非常に上昇してきている。こうなると、そんなに考えているほどなまやましい問題ではないか。これはある一説として聞いたことで、公共事業をするのに多額の予算を組んでいるけれども、その八割ぐらいは土地収用、土地を確保するために使われてしまう金だ。こういうふうにもいわれております。で、この工業用地の価格の上昇、それが大きい壁になって、大臣が考えているように簡単に進むようには私は思えないんですけれども、その点はどうか。

○国務大臣(田中角栄君) これは、この法律をつくりましますときに、土地の地価の抑制ということを考えるべきだと思つたんですが、この法律ですぐ

そういうものまで入れることは少しなじまないというところで、別な法律に譲ろうということになったわけでありまして。土地の価格というものはどういふことかというところ、これは釈迦に説法でございますが、ちよつと申し上げますと、土地の価格がいままで坪十万円しておつたものが五万円になれば、これは下がつたということになります。しかしもう一つ、十万円のものが五万円には絶対にならない。十万円のものは十一万円になると、十二万円にやがてなつていくという場合でも、いままで二階しか建てておられないものが三階建てば、実質的に土地は、地価は十分の一になつたことになるわけでありまして。ですから地価は、地上の利用度によつて東京の地価はきまつていきます。だから住居専用地区は十メートルしか建てられませんが、十メートルしか建ててはならないということでありまして。十メートルというところ三階建てしか建ちません。三階しか建たないから三十万円しかしないんです。これは東京のまん中でも三十万円しかない。住居専用地区ならば、住居地区は今度の倍の二十メートルの制限ですからこれ七階まで建てられます。七階まで建てたら六十万円もするわけですから。路線商業地区は三十一メートルまで建てられ、商業地区は超高層でもって、建蔽率十割でもって一ぱい建つというから、銀座は坪三百万円もするわけでありまして、五百万円もするわけでありまして。しかしそれと同じように、建築基準法や都市計画法のように、国土の利用制限を明確にすれば地価を抑え得るんです。押えられ得るだけじゃない、それしか地価は上がらないんです。だから工場地域として指定をして、しかも、緑地は九割でなければならぬ、一万坪の土地に対して一千坪しか延べ建つてはならないということになれば、これは土地というものを、ちゃんと安んずけるわけですね。いまのニューオータニのところは緑地帯で美観地区であり、一割地区でございましたから、あのニューオータニができるまではあそこは坪十

万円以上しなかつたわけですね。あそこを解除をして超高層建つたから坪百万円になつたということでございます。いまこのまわりは全部官衙地区であります。官庁以外のものを建ててはならないというところにたつておられます。それで予算がないから買えない。しかし、官庁以外のものは建てられないから地価はちゃんと安定しているわけですね。このまわりだけは安定しているわけですね。これは売れない。売つても建てることができない。それをちゃんと現行法でやっているわけでありまして。ですから、この法律に付随をして国土総合開発法でもつけようでありますから、都道府県知事は土地の利用計画をきめなければならぬ、条例で定めることができるという制度を必ず必要といふ。五十坪もなかったものが何で五千坪になるのかというところ、あれは野放しにしておくからでございます。あれは工場地域として延べ一〇〇%の制限を行なうとすれば、あの地価は不変であるはずであります。だからこの法律を出す場合には、やはりうちはこの制度としてそういう工場地域としての指定を条例でもって行なえるような法制措置をばき合せて行なうべきである。これは、次の国会には当然そういう処置を考えなければならぬと思ひます。現行法であるから、東京都内とか都市計画地域だけは全部あつて、全国はかゝるところができないはずはない。そうすれば、下北半島などは五千坪や一万坪に上るはずはない。だからそういう意味で、土地の利用制限というものを他の法律で当然つくらなければならぬということ、地価というものは抑制できる。それで工場地帯として指定をすれば、工場以外には条例でもって指定を解除しない限り使えませんから、これは工場用地の取得は全く容易である。これはもうできないはずはないんです。ですから、いまの産炭地をつくつた工場、産炭地で造成をした相当数の土地は上がらないじゃありませんか。これは工場以外に売らないから上がらない。これは自由に買ひあさるから幾らでも上がるのであつ

て、これは日本全国を買ひあさるほどの力はありませんから、そんなに工場用地は必要としないのです。ですからこれは、法律でワケをかけることによって工場用地はもう問題なく入手ができるということだけは、これは申し上げられる事実でございます。

○原田立君 きょう午前中参考人の意見を聞いた中で、私、堂垣内北海道知事に聞いたのであります。固定資産税の課税免除をされたような場合には、三カ年度に限り減免するものについては地方交付税で措置する、こうなつてゐる、これをどう思うかと、むしろこういうことよりか他の特別な会計をきつと設けてやつたほうが、そのほうが地方としては、地方財源の充実という面から考へても歓迎するのじゃないのかと、こう聞きまして、もうもう手を上げてそういうふうにしてくれれば大賛成だ、だけれども、現状ではなかなかできないのでしょからと、こうまことに理解あるような返事だつた。

それで、どうですか大臣、そのところ特別に会計を設けて、ただ地方交付税でぶすぶすするだけじゃなくて別にすること、これはおやりになるような話もあつたけれども、きょうまた堂垣内知事もぜひそうやってくれとこういうことでありまして。いかがですか。

○国務大臣(田中角栄君) これは先ほどもちよつと申し上げましたが、暫定税率である法人税の税率が千五百億円くらいになるといふことでございまして、この税率に見合う金額、一般会計から千五百億、合算すれば三千億、三千億でスタートしようという考えたわけでありまして。ところが、先ほど申し上げましたように、暫定税率に手をつけられないという現実でその十分の一でスタートするということになつたわけでありまして。三千億が三百億になつたわけですね。三百億も十月一日スタートということでありまして、平年度三百億であります。初年度は現実的に百五十億、十分の一になつたわけでございますが、こうまあ話半分というの、話は十分の一になつたわけであり

ます。そういう意味で、いまのような税による誘導政策というものがスタートしなかったということとで、現行制度のままで三年ということにしたわけでございます。これは二十五年間は最低免税を課しなきゃならないということだった。これは、分散ということとはむしろいい仕事でありますから、どうしてもやらなきゃならぬということで、一番、御承知の税制は、第二次大戦でもってひどく困ったイギリスのロンドンが、八百五十万のロンドン市民を百五十万強制的に移転をしようとして考えたのが、ニュータウン法であります。これはひどくものすごい法律でございます。これは政府の予算編成権も拘束をしておりますし、裁判所の換地権や土地収用権もこの法律によつて全部公社の総裁に与えておるわけであります。そのくらゐにいにしてもなかなかほんとうに成功しなかったといふのでございますし、ブラジリアの制度を考え方でみても、こんななまぬるいものではないわけでありました。ただ、誘導税制と禁止税制とあわせるときには相当な効果を持つわけであります。一方のところではさきき言ふように、過密地帯においては高い税を取る、そして今度は誘導するような地方には税はまけてやるということになればやつきになりますから、そういうことを目的にしてこの法律案の立法作業を行なつたわけです。それは二十五年——二十五年といふのは何かというと、工場でばく大もない投資をするときに、二十五年ぐらゐの国定資産税の免税というのは当然考えなきゃだめです。世界各国でみな研究されて、例のイタリヤの労働者住宅法案といふのは三つからなつております。その一つは、国は国有地は無償で提供する。それから損保、生保の剰余金は労働者住宅以外に使つてはならない、これは明確な禁止があります、使つてはならない。それから、そのかわりに労働者住宅をつくつたものには固定資産税を二十五年免するといふ、このぐらゐ鮮烈な政策でございます。これは日本でもこういう住宅をつくつたときに、同じ条文を書くとして——議員立法でありましたから、書こうとしてやつた

ら、損保と生保は驚いて住宅公団の出資金を持ったり、投資をするから法律条文には書かんでくれという事になって、現行制度になったわけでございますから、二十五年間ぐらい固定資産税の免税という事は、当然誘導政策としては考えなきやならぬ問題じゃないか、これは私は、来年度にはこの問題をどうしても解決しなきゃならぬ、こう思います。そうでなければ、三年間ぐらいまけてもらったからといって、もう一年ぐらいいましてしましますから、それではもう工場ができ上がるぬうちに、稼働しないうちに恩典はやめになっちゃう。そんなことではこの法律の目的は達成できない。私はやはり産炭地などに工場を持たせ、二十五年最低固定資産税を免する、当然のことであります。そういうことをしないと、産炭地でも、新産業都市でも、低開発促進法でもみんな実効があがらない。政策が中途半端であると言わざるを得ません。だから、そういう意味で、これは固定資産税の減免ということは当然考え、そうすれば補てんということを考えなきゃならないわけであります。補てんはやはり新しい財源を創設しない限り、これはとてもいまの中でもって分け取りをするというわけにはいかないのです。それが同じ思想を貫いたのが二十年前のガソリン税を目的税に、ガソリン税を目的税にちゃんと議員立法でやったじゃないですか。第二には、自動車から税金を取って、あれだけ一部反対がありましたが、話をしてみればなるほどそれしかないというので、新幹線の建設のために自動車トシ税という新税を創設いたしました。第三は、必ずこれはこの新税を創設しない限り、私はほんとうに補てん財源というものはそう合理的には解決しないと思います。ですから、自治省とも十分相談をしたり、税制調査会の御意見も聞いたりして、補てん財源を十分考え、実行しなきゃいけない、こう考えております。

○**原田立君** 同じく吉田久参考人の意見の中に、大臣、こういうのがありました。短時日の間に人口が急膨張してしまうと、そうなると、なかなか

社会施設をつくっていくにも非常に困難だ、それで編入の人口についても別に補助をしてくれ、こういうのが一つありました。

それから、たとえば東京の移転促進地域から誘導地域にいわゆる北関東も入っておるということになる、北関東に行っても、また遠い北海道に行っても、その移転促進補助金は五千円で同じだと、こうなると遠い北海道なんかに来てくれないで、北関東あたりに定着してしまふんじゃないか、だから北海道については、もっと移転促進補助金をふやしてもらいたい、ふやしてくれ、こういう意見もありました。これについてどういうふうにお考えか。

それと、時間がないからもう一つまとめて言いますが、産炭地域、産炭地市町村はその八割はもう過疎地域の指定を受けておるところであるし、また、その財政能力からいっても、いわゆる一割自治といわれるように非常に力が弱い。ところが、いろいろそうやって工場が来る、公共施設等をつくる。そうすると地元負担が多額になる、そうすると財政能力が応じられない、ごめんだと、だから多額な地元負担を軽減してくれないかと、こういう意見もありました。

以上三つお聞きしたのですが、その点についてのお考えをお聞きたい。

○国務大臣(田中角榮君) 理想的にこの法律の目的とするところは工場の再配置でありますから、再配置が実行されるためには、これは北海道に行く場合には北海道に行っただけのメリットを与えなければいけない、そういうことで、これは差がつくのがあたりまえだと思ふんです。これは北海道なら五千円が七千五百円ということは考えられるわけですが、これはいまずぐそれでスタートはなかなかできないんです。それで実際やるにしても、一つの法律で全部をやるということではなく、そこでいろいろな関連が出てくるのは、低開発地域工業開発促進法とか、離島振興法とか、山村振興法とか、いろいろなものがあるんです。これが今度工配法が出てきて、これで二重でダブル

ようになれば、その地域は厚い手当を受けるようになります。これはもう当然そうならなければいかぬということで、この法律が各種地域立法と競合するものではないということは、そこに一番初めから申し上げておるのは、それなりの理由もあり、メリットもある、こういうことでございます。

それから地方が、地方に人が来ると、たいへんなんだと、実際そうなんです。公有水道をつくったり、道路の負担金を出したり、全部が全部府県道にしてくれるわけありませんから、町村道、林道ということで、みな地元が負担しなければいけない。学校をつくらなければいかぬ、学校の先生の給料をどうするんだ、これは確かにそうなんです。地元負担がないなら別ですが、一割でも地元負担がある限りにおいては、ある一定期間、現在おる住民の負担が大きくなるじゃないかということ、これは当然なんです。ですから、東京付近におる人の住宅公園の建物が埼玉県や千葉県にどんどん来るとはごめんである、そのために学校をつくらなければいかぬ、先生を雇わなければいかぬから絶対ごめんであるとして、千葉県と埼玉県は住宅公園の団地が来ることを反対決議しております。これと同じことです。同じことですが、この千葉県とあ埼玉県は確かにそういう面もありますが、東北六県ですと、口ではそういう証人として呼ばれれば、参考人はそういうことを言いますが、しかし、工場が、君たちの要請に沿って行くんだぞと言うと、そうすると、がいかにしても負担をいたしますから、負担してもいいから工場が来たほうがいい、とにかく、若い人がみないなくなつて、じいさんとばあさんだけでは耐えがたい、こういうことが実態ではございます。しかし、実態であるからといって、国が制度の上で住民負担を過重せしめるような状態にしてはいけないということは当然であつて、それはさっきも申し上げたように、これからの制度で、だんだんと特別交付税のこの法律をつくっていきますと、どうしても第二交付税制度が必要になつてく

○國務大臣(田中角榮君) 通産省の説明に、太平洋ベルト地帯二〇%の地域に五〇%の人口と、七三%の生産額、こう申しておるのですが、これは正確ではないのです。これは千葉とか、埼玉とか、東京とか、神奈川とかの県全体が入っているわけです。ですから、愛知県のようなものを見ますと、工場をやっているところは非常に少ないわけです。小さい。それで県全体を計算して、全国土の二〇%と、こう言っておりますが、ほんとうの工場地帯ということの面積は非常に小さなところに七三%の生産があがっている、こういうふうな。ですから私は、この二〇%という数字をとり

からそういう意味で、それでいままではおかしいことだったんです。北海道、東北などは他に財源がないので、住民税は一番高いんです。東京や大阪のように一番便利なところが一番住民税が安い。こんなことをしていれば、過密になるにきまっているということを考えればそのとおりでございまして、人口も、産業も、文化も処点に集中してまいりました。今度それが百年間たったら、ちょうど明治百年の時点で計算をしますと、これは都市集中のメリット、デメリットがちょうど一つになった。産業自体の単位計算でいいますと、まだ集中のメリットがあるようであります。とこ

それから第三の、地域立法とどういう関係があるか。地域立法は産炭地振興法のように、一つの目的を持って、その地域の振興のためにつくられたものであります。言うならば、離島振興法と同じものであります。しかし、今度のものはそうではなくて、日本全体が六十年を展望すると、三百兆円になるか、二百六十兆円になるか、二百五十兆円になるかは別にして、これは不可避の状態でありますから、そうすると、いままでのような自然発生を是認しておつては爆発をしようの、まあ社会党の皆さんなどは、じゃ計画経済でやればいいんじゃないかということになるかもしれないませんが、そこまではつきりしくても、六十年展望に立つてやはり計画的に分散を進めていかないと、これはもうどうにもならない状態になる。これはもう車を環状七号線から中へ入れるか入れないかというのがいまだ論争点になっておるんですから、車の乗り入れを禁止すればいいんですが、地下鉄もできていないところで乗り入れを禁止すれば、東京の都市機能はなくなってしまうわけです。われわれの時間も十時には委員会に間に合わないかもしれないから、

いうことで乗り入れの禁止はできないというような状態でありますので、今度は地域立法ではなく、全体的に国のほうからバランスをとろうということですから、地域立法と二重になりますと、それだけ政策メリットは大きくなる、このように理解しております。

○柴田利右工門君 いまおっしゃることは、それはそのように理解をいたしますけれども、集中の利益といえますか、集積の面からの享受ということとを考へてみますと、これはかりに移ることに對して逡巡をする人にして、その人たちが個々にはいまの都市の実情ということを御存じないはずないです。全体的に現在の集中をした都市のあり方についてどうしなければならぬかということになりますと、これはそれぞれの方がお答えを持っておられるし、そういうようなお考えだろうと思ふんです。しかし、いまのような経済状態になりますと、新しい新鋭工場をつくるよりも、どちらかというと、償却も済んだようないまの古い工場で、操業できるような操業をすることによって利益を生み出すというような考え方も出てくると思ひます。そこで、私どももこの法律の趣旨なりその他を考へてみますと、何としてもやっぱりそういう先ほどあつた一％のところに、大きな工業力なり人口が集中しておるといふのは、過疎、過密の問題その他からいつて何とかしなければならぬという意味で、趣旨はよく十分理解できるんですが、個々の企業という面からいつて、これはまた別の立場といひますか、命題をしようとしておるわけですから、なかなか意図したようにならないという面があるんじゃないかというようにも考へられるんで、この出荷比率を、現在の七二％を目標年次には五〇％にするんだ、こういうふうに言っておられるわけなんですけれども、ぜひそうしてもらいたいと思ひます。しかし、決意だけでは現実の問題としてはなかなか事は運ばないというように思ひますので、こういうことをするための達成可能なための具体的な措置なり決意といひますか、根拠といひますか、そういう点につ

いてもひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) 実質的には、いまある工場は移転をするには非常にいい時期であるというところが一つあるんです。いままでよりもいい時期である。それはそこから問題になるんですが、公害論争は非常に激しくなつてまいりました。公害投資をせざるを得ないんです。ですから、姫路の火力というのは、姫路火力をあのまま使うならば、隣接地に大きな脱硫装置の土地を買わなければならぬ。土地は買えないんです。隣接地域は買えないから、あの姫路の火力発電所はやめる以外にない。やめればどうするか。新しいものを、和歌山や京都府に原子力発電所をつくらなければならぬ、これはもう全部そうなつておるんです。そしてもう一つは、新しい工場、いまの工場はいいにしても、これから年率五％か、七％か、八％ずつ経済は大きくなりますから、新しい投資をやらなきゃならぬ。新しい投資はいまのところに併設をするか、新しいところに移転をするか、いまみんな迷つておるんです。これは全部迷つておるんです。なぜかといふと、公害問題が非常にありますので、新しい施設をいまのところにやるよりも、できれば圧縮記帳制度がありますから、誘導政策さえうまくやってくればならぬ。新しいものは別なところにつくりたい。これは全部あるわけなんです。これは東京都や県庁の所在地で火力発電所が増設できないと同じことなんです。これはもうですからそういう意味で、移りたいという気持ちにはあります。ですからむつ製鉄所、十年前にむつ製鉄をつぶすときに、もう十年たつたらむつ製鉄の十倍の製鉄所をここにくらざるを得なくなるんだという論争が国会で行なわれたわけですが、あのときむつ製鉄をやめたんです、ペイしないからといふ。むつよりももっと北の下北に現在の製鉄の何十倍のものをやらなければいかにぬというところになっておることは事実なんです。ですから、これはいまあるものは別にしても、これからの公害の発生源になるような新しいものは

もうとにかく、絶対に分散方式をとらざるを得ないということであります。もう一つは、いま中小企業の二六％は移転したいといふ、それから条件が整えば五〇％も移転したいといふのは、これは例としては非常に明確なんです。いま町工場さん、三百坪ございますと、三十万円で売ると一億円になるわけなんです。これは圧縮記帳を認めておるはずであります。これは圧縮記帳を認めるのと三百坪の土地が三千坪、六千坪という環境のいいところに工場敷地が安く入手でき、設備は全部新しくでき、帳簿価格はゼロに近い圧縮記帳が制度上認められておるわけなんです。ですから、あと地を買ってくる、融資がでる。投資に對しては、圧縮記帳と税制上の優遇をしてもらうということになると、誘導政策がしつかりしておれば必ず分散はもうできます。ですから、美唄の話を申して申しわけありませんが、三菱は美唄を閉山すると、そうしたら三菱はとにかく工場を持ってきなさい、こう私は一生懸命やつたわけなんです。しかし、いまの状態で一月一億ずつ損をするから、三十万坪分三十億を投資してやりなさい、こう言つても永続性がない。炭鉱の町というのは、炭鉱があつて初めて開かれた町であつて、他の工場の立地として適切であるかどうかかわらない。国が誘導政策をやつてくださった、国がちゃんとやつてくださったということになれば、われわれもそれに合わせて工場の進出を考えましよう。だからやつぱり制度をつくつて、ちゃんと水が流れるようにしてやらなければだめなんです。だからそういう意味で、これからもう少し私は、まあいままで公害でもつていろいろ言つたり、それから税金をうんとかけるぞといふことは、私は必ずしも上策でなかつたと思ひます。それでなければちゃんとこういう法律をつくつておいて、そうしてこちらのほうに行けば安くなりま

すよと、それでなくとも、東京のまん中であつて石炭をたいおつたらうんと高い税金を課しますよといふことではないと思ひます。ですから、

ら、都市における公害税などを徴収する限りにおいては、国民に選択の道を与えるべきでありま

す。ただ黙つて東京や大阪にメリットを追及してきたものに、いま君はじやまだから高い税金をかける。これは憲法の精神にも反する、私はそう思ふんです。ですから、そういう場合にはちゃんと逃げ道というか、選択の道を与えるべきである。これはもう当然のことだと私は思ふんです。そういう意味で、この法律ができれば、当然都市においては、まあこの次の国会になれば私は、好むと好まざるとにかかわらず公害税というものが出てくるか、公害税の問題が出てくるか、公害負担金にするのか、公害課徴金にするのか、何か出てくるだろうと思ふんです。これは避けがたい現実だと思ふんです。そういうものが、一方においては負担が高くなる、一方においては負担が軽くなるというところになれば水は流れるといふことを意図してこの法律を御審議いただいておる、こういうことではないと思ひます。

○柴田利右工門君 いま公害の問題が出たんですが、現在の新全線ではいろいろ計画をされておるんですが、大工業基地の問題につきましても、いまお話の出ましたむつ小川原にしても、周防灘にしても、あるいは秋田湾、宿毛、志布志、そういうところ、まあ古小牧は必ずしもそうでもないといふ話を聞きますけれども、その他のところの大きな工業基地というのは軒並み足踏みをしておるということ、いろいろな解説めいた話が出ておるんですが、事実そうだろうというふうに思ひます。したがつて、以前は、町の発展のために工場誘致をしなればといふようなのが一つの常識といひますが、そういうような形が出ておつたのです。いまの場合は、産業開発よりも公害防止ということに非常に力が食われておるのです。いまおっしゃつたようにこの法律ですべてのことを全部網羅するといふことは無理だと思ひます。これは一つのある意味では呼び水というようになつて、これから次にこれをさらに補完するような意味で出てくると思ひますけれども、しかし、公害

の除去のためにいろいろな装置が要る。そのためにはまず土地がいまの状態では求めようにも求めようがないから、公害を排除するような脱硫、脱煙というように、そういう装置にしてもなかなか思うようにできない。しかし、移ることによってそういうものは土地も安く手に入り、そして国の補助もあり、そういうことについても十分な公害防止の装置ができる、その辺の経済的な勘定というののも一つあるのではないかとように思います。

それで法的な規制というのは、先ほどお話のあったように、いろいろ指を折って法律の名前をおっしゃってみえたのですが、確かにあるわけなんです。現実の問題としては、いまやはり地域開発よりも公害を防止するというこのほうが非常に大きな命題になって、このこと自身がいろいろ工業基地でも問題になって、なかなか思うようにいかない。特にむつ小川原の場合では土地の問題なんかが、これは先ほども、話が飛びますけれども、工場誘致をする場合の土地の高騰についても、十分規制すべき点を規制していないことによつてこういう場面が現出をしたのだと、こういうことなんですかけれども、実際はこれはいろいろの方がいろいろな思惑があつて、あそこの場合でも、数十社の不動産会社が来ているいろいろな工作をされる、地域住民の方もそれにいささか踊らされたようなかつこうでもって、まあ入ってくるだろうというようになことで借金して家を増築した。それが、計画が変更になつて、とてもそういうことにはならぬというように、非常にいろいろな面で波及効果があるわけなんです。一方、きのうですか、一昨日ですかの新聞によりますと、東北並びに上越ですか、その新幹線の沿線も非常に土地の値上がりで、地域住民は、土地が動いておるといふような表現でもってその状態を言つておるといふようなこと、表現しておるといふようなことなんです。問題は公害の問題について、これはもうどなたも言及をされておりますので、ある意味では御説明もしていただいておりますわけなんです。

けれども、いろいろな法的な規制があるにもかかわらず、これがなかなか思うにまかせないというところと、それから移つた場合に、そういういろいろな装置をすることによつてできるだけ、きょうも和達先生に私お伺ひしたのですが、開発と環境との調和の問題、これはあくまでも、やはり非常にむずかしい問題だけれども、私個人としては、環境のほうをとつて問題を処置しなければならぬと、いまの事態、確かに私そういうことだと思ひますが、これらの問題につきまして、先ほども言ひましたように、いろいろな面から御質問も、御説明もいただいておりますわけですが、御説明をいただきたいと思います。

○国務大臣(田中角榮君) 一次産業の比率が非常に高いときは、これは自然をもととしておるものでございませう。林業とか、漁業とか、農業とかいうものを主体にしておるときには、これは空気が清浄であるし、水も清浄である。二次産業になりまして、これは同じ自然なものであつても、化学肥料工場は空気が窒素をとつてやつておるわけですから、これはもう二次産業になれば空気が汚染されるし、水もやはり一次産業の比率が九〇％であつたときとは違つておる。だから明治から百年間をずっと見てみますと、空気が水もみんな二次産業の比率が高くなつただけ汚染されておると思ひます。ただ、いままでは公害基準というものが多少甘かつたと思ひます。もう一つは、煙突も一本であれば何でもなかつた。ふろ屋の煙突でも、十本かたまとこれはもうたいへんになる。自動車は一台だつたら自然の浄化力でもって空気が全部吸収をしようというところございませうが、これ自動車全部混合すると光化学スモッグにもなると、こういうことであります。ですから、そういうことでこれから基準が非常にきびしくなつてまいります。

私も公害問題というのには長いこと勉強してまいりました。これは私は理化学研究所に關係をしておりますので。高度の科学主義工業、高度の精密工業などをやつておる過程において公害問題

というのは必ず問題になる。ですから、公の席上で公害問題が論じられてきたというのはここ三年くらいであります。都市政策の中で、牛込の柳町と大原町の実態を指摘して公害論争を展開したわけでありませう。で、私は学者としての対立の解決点のときには、ある学者はこう言ひました。国民が全部関東地方に集まりたいと思ふならば、政治はこの人たつちを集めるように環境整備をすべきであるという、そういう発言に対して対抗するときどうかというので、コンピュータに聞いたら、たとえば道路も三倍に広げるとか、三倍でなくとも三階にすれば済むのであるし、また、全部地下鉄にすれば路面電車もなくなる、高層は一・七階を十七階にすれば緑地は全部世界的な緑地であるし、東京もセントラルパークを持つニューヨークよりもっと自然環境の整備されたところができるのだ、こういう結論が出たわけでありませう。そういう条項を書いたのですが、ただそのときにコンピュータが出した結論というのは、ただしそのようになると、東京二十三区の中の空気が中に占める亜硫酸ガスは人間の生存許容量をこす、こういうことで対抗したわけですが、私は、これにはもう学界も何もうるさなくなつたのです。息ができなくなるといふのですから、そこで初めて生産かどうかという問題になつてきて、いままでのような暴論が世の中にかかり通らなくなつたのです。全国民が東京に集まるというなら集めたらいいじゃないか、メリットがあるから集まるのだと、それは暴論でしかない。経済論ではないということになつたわけでありませうから、だから、公害問題というのはその意味でここ二、三年急速に公害基準というものが強くなつて、そして公害無過失賠償責任制度さえも創設されたわけでありませう。

いま一番困つてゐるのはアメリカのロサンゼルスでございますが、ロサンゼルスよりもっとひどいところが出てまいりました。これはきのうきょうの公害会議でも出てまいりましたが、メキシコシティというのが高原でありますから、

空気が非常に希薄である。そこで自動車の排気ガスが滞留してゐるために驚くべき健康の害をなしておる。そういうことで、いまの基準は全く変えなければいかぬという論争が展開されておりますから、そういう意味で、今度新しい昭和六十年にいまの日本の生産が四倍になつても、それは内容が重化学工業から別なものになつていく。いままでの石炭をたいておつたものを電気にする、それからガスは、石炭ガスを今度は天然ガスに変えていくということでもって、どんな公害というものはなくなつていきますから、いまとは全然違ふと思ひます。そういう意味で、集中して発生しておつたものをとにかく全国的に分散をする。それで工場の公害基準というのはいまのよりもううんと強い公害基準になるし、公害基準というもの、新しい技術や科学の発達において急速な進歩を遂げておるといふことで、私は、公害問題というのはいままでのものさしではかるべきではない。やっぱ六十年でもって終わるわけじゃありません。七十年にも、八十年にも、百年にもあるわけでありませう。公害というものは、ほんとうに歩いてゐるよりもオートバイになれば音がしますから……。その程度の公害は別にしても、人命を損傷して、六十年か七十年になると日本人が四千万になつてしまふというやうな、あのような公害基準は絶対許さないというところでやっぱいくべきだと思ひますし、いまのやっぱ人口比率というものをずっと維持していけるという状態が日本の新しい環境基準になけりやならない。そう思ひますと、集中のメリットがなくなつた以上、これは合理的に分散しなげやならないということになるのだと思ひます。

○柴田利右門君 この法案の説明の中で、工業を再配置することによつて地域の開発のために理想的——理想的という少しことばが適切でないかもしれないが、地方都市の都市づくりの起爆剤にしたい、こういうことで御説明があるわけなんです。先ほど原田さんの御質問の中でも、大臣のほうから新しい地方づくりのあり方、そ

う青厚真とでもいいますか、そういうものについて御説明を聞きました。全くそのとおりでなければ私も万歳だと思ふんですが、先ほど局長からの御説明の中にも、地方のほうから来てくださいますところへは行きますと、こういうことになる、地方のほうは、地方都市づくりについてやっぱり地方でかなりな投資なりなんなりをしななければいかぬことになるのではないかと、いふふうに思ひます。そうすると、過疎地ですから、いままも御説明があったように、住民税に上ったって話の逆で、東京のほうに安くて過疎地のほうが高いのだということになると、そうすると、負担はいろんな形でやっぱりふえていくことになると思ふんですね。

そこで、太政官布告の話が出まして、確かにそのことによつて北海道は非常に急速な発展をしたといふことなんですが、これは、そういう意味では、この構想のためには、いまの太政官布告が何らかの形で出されないと、ほんとうの意味ではできないのじゃないかというふうに思ひます。それで、二十五万の都市をつくらせようという事になれば上下水道も要するでしょうし、それに伴う学校とか、公園とか、いろんな施設が、先ほどもお話のあったように、一たん出ていった人をさらにUターンさせて、これはまあ先ほどお話をあったように、女の子のかなり従事する工場、それがだんだん発展をしていくことによつて、郷里を捨てた若い人たちが帰ってくる。そういう面もあるでしょう。そういう面もあると同時に、日常の生活の中で、おれたちの故郷はこういうふうな今度にはなくなったんだ、どうせ骨を埋めるなら故郷へ行つて骨を埋めよう、仕事もできる、資金もかなりなあれができて、これから家庭を持つていって、もう心配はないんだというふうなことになるなければ、新しい都市づくりということも非常にむずかしい。それで、肝心な点についてはどうもはつきりしないというふうには聞いておりますが、その点をひとつ。

○国務大臣(田中角栄君) 方向としては、もう地方自治体に迷惑をかけるような考え方は、これは大事業は進まないと思う。国がやっぱり責任を持つてやらなければいけない。そのためには、国は地方公共団体にだけ財源補てんなどしないで、地方公共団体がさなきだに困っているものを、新しい工場が来ることによつて固定資産税の免税を負担したり、それから学校や道路をつくつてやらなきやいけなかったりということでは、この法律の効果を求めることはできないと思ふのです。これは私、計算をしてまいりまして、この法律ができれば、いろんなものが付加されてまいるといふことをいま予想しているわけでありまして。それは、国全体が、もう成長のメリットといふものを国民が享受できないという状態。

それはいま東京とか大阪とかいうようなものの街路を一つ考えますと、街路事業費の九四%といふのが用地買収費でございまして。ですから、百億円の道路、街路事業費を予算につけても、九十四億、九十三億といふものが用地買収費である。これでは、地価が上がりまして、年率一〇%や二〇%の予算がふえたつて事業はさっぱり進捗しないのは、そこに問題があります。ですから、そういうことを考えますと、例を言いますと、東京のまん中の一道路をつくるということを考えて計算をしますと、一つの例で申し上げますと、四国、九州というような一つの地方の現行道路を大体倍にして、拡張して改良舗装が全部できるといふぐらゐなものでございまして。鉄道も、いま問題になっております大阪の五条坂本、それから新宮というあの断崖絶壁、十津川を通る鉄道でも、隧道が三分の一あります、キロ当たり三億円でできるわけです。それから熊本から延岡までのあの九州を横断する高千穂線でも、キロ当たり三億円でできる。しかし、東京、大阪の地下鉄は、七十五億から百億円かかるわけでありまして。しかも、二分の一建設費を税金によつて補助しても、赤字じゃありませんか。そういう問題を計算しますと、国がこれから高度成長を一切やらないのだ、月給も一切現在のところのいいのだと

いうことなら別でございしますが、そうではない。これからちゃんと何%、五%でも七・五%でもコストな成長を続けて、その成長のメリットといふもので国民生活の向上をはかるとしたならば、もうけよりもよけいに公害投資をしななければならぬ、拠点中心主義、集中主義をとつてはならないといふことになるわけです。これはもう言うなれば、ある意味における集中排除法であります。

これは通産省も、四十二年に工場立地の適正化法といふのをつくつたわけですね。それで各省が皆反対して、時期尚早といふことでもって流れました。これは形の変つた工場立地の適正化法でもあります。同時に国土の再開発法でもございまして、国土の総合開発法でもございまして、この法律がずつと進んでいくと、地方行政制度そのものにもメスが入ると思ふのであります。ですから、そういう意味からいって、これは国のやはり責任であるべきであつて、地方が免税や減税をされることによつて負担をするということではないのであつて、これはやはり新税をつくらせて政府が負担をする。先ほど申し上げたとおり、第二交付税の制度などをこういふものためには当然然はやるべきことだと、こういうことでありまして、これは財政負担ができるような状態に地方がなるまで、社会施設をする投資などは全部国が持つべきである。ある意味の特別会計式なものである。だからこれは特別会計をつくらうと、こうしたわけでございますから、考え方としては、まあこの法律を通していただければ、その次の次に、私はある意味において、議員立法としてちやうどガソリン税を目的税にしたときでさえいふものをやりましから、有料道路制度をやつたり、ガソリン税を目的税にしたり、しかも必要な場合は、道路法の中にはかなり思い切つた措置を定めておる条文が一つあるのです。経済開発のため、地形、地勢上、地方負担ができない道路に關しては、全額国が負担して行なうことができるというの、現行道路法にあります。そういう制度がこの法律の

中にあるべきだと思ふのです、ほんとうから言いますと。あれは、議員立法だったからそういうことができたんです。現行道路法は議員立法でございまして、そういう相違がございまして、現行法にはあります。大正八年制定の道路法全条改正をした法律の中にはそういう条文がありまして、これも、これは政府立法でございまして、そこまでも、現行法を全部ひっくり返すような条文までなかなかに入るにはむずかしいといふことでございまして、だんだんと私はやはりそういうものになるだろう。またならなければ、これは大目的を達成することはできない、こう思ひます。

○柴田利右工門君 ぜひそういう形でもつてこれからの強力に推進をしていただきたいといふふうに思ひますが、実はこれ二、三日前の新聞で、「北関東も誘導地域に」といふことで、東京の通産局が工業再配置構想について、北関東も誘導地域に入れるんだという、これはまあ実際は省令なり政令なりで定められることだといふふうに思ひますが、こういうふうな東京通産局のほうで言われておると、これは先ほどちやうど話が出ましたけれども、北海道や東北に行くよりも、これは茨城とか群馬ですか、ああいふ北関東のほうへ行つたほうが、いろいろな交通その他の事情からいっても、いいといふふうにしるうと考へても考へられるので、なかなかやっぱり足が東北、北海道のほうへは向かぬのじゃないかといふふうに思ひます。同時に、御説明の中では、誘導地域とそれから移転促進地域ですか、この二つの地域が、白紙の地域がある。この白紙の地域といふのは、こういうところなり、東海、あの辺、名古屋の近辺だといふふうに思ひますが、名古屋は何か聞くところによると、工場が出るんでどうすべいかといふようなことを考へてみえるといふような話もちやうど聞きましたので、そうすると、こういうのが出てくると、またやはりこれに似たような考へ方が出てくるのじゃないか。これがどうなるか私は知りません。これは新聞にかなり出

てきて、実際はこの構想も、首都圏の場合は首都圏百キロ以内におさまってしまうのじゃないか。こうなると、京北も、北海道も大いに当てにしておいて、今度こそはひとついまままでお願いしておいたやつが、これがこたえて大いに実現のチャンスがきたんだというふうに、きょうの参考人の御意見聞いておいても、そういう意欲はありありとわかるのですけれども、何かここでどうシャットアウトしたような感じがするのですけれども、この辺は実際この新聞記事というのはどうなのか。これによっていろいろまた連鎖反応が出てくるのじゃないか、こういうことを思いますが、いかがですか。

○政府委員(本田早苗君) 北関東につきましても、北関東の地域開発の構想ということから、いろいろ御要望の向きもございましてけれども、現在の法律案の二条の二項にありましますように、工業の集積の程度が低くて、人口の増加率の割合が低い道県で、政令で定められた道県と区域が重なって、しかも、工業の集積の程度、あるいは人口の増加の割合が重なっている指定された地域に似通っておる地域の市町村、これは政令で指定する区域だということに二条二項二号に規定がございまして、われわれはこれをにじみ出し地域というふうにいっておりました。たとえば、茨城県、産炭地域等の地域はこういうものに該当して、産炭地域等と認めますが、あるいは群馬県等、長野県と隣接する地域等についてこうした何があるかと思ひますが、現在、その範囲については検討中をございまして、いまお話をありまして、きわめて広範囲な地域を指定するということについては問題があるというふうな考えをしております。

○柴田利右門君 いまのお話の中で、いわゆる福島とか茨城、そこのほうの産炭地域のことですね。これは先ほどからも話が出ておりますように、産炭地域の問題につきましては、これは従来からの姿勢をこの法案によってさらに強力にしていたということがわれわれとしても願

いであります。そういうのも含めて、確かにおっしゃるようなかなり広い、いわゆる北関東ということになりますと、確かに法案の中では一つの県というところで指定をしても、岡山や、あつちの山陰とくっついておるようなところは、これは岡山県だということでも一律にするというのはわりあい問題があると思うのです。そういうのと、私も、北関東必ずしも十分に詳細にやっておるわけではありまさんのでなんですけれども、北関東というのとは大きな範囲、概念的にね。そうすると、やっぱり北海道とか東北へ行くというのは遠慮して、そこで所定の援助がくるということなら、何も遠いところへ行くことないじゃないかということになれば、この法案の趣旨自身もそこでやっぱり多少ひん曲げられるようなケースも出てくるのじゃないかというふうに思ひますので、ぜひそういう点についても御配慮をいただきたいというふうに思ひます。

それから、これは局長にお尋ねをいたしますが、日本開発銀行がかつて工場分散できない理由というところで調査をしたときに、まあいろいろな理由があったと思ひますが、この二つの理由として、本社と取引先との連絡が不備だ、不便だということと、従業員の移転が非常にむづかしい、こういうようなことがいわれておるわけですね。そうすると、この移転というのは、どうしても低賃金を当てにした軽工業か、あるいは公害反対でいろいろ地域で問題を起こしておるような企業が移るといふようなケースが出てくるのではないかと、いふふうに思ひますが、一体新しく工業団地といふんですか、基地をつくる場合に、できればその中核になるような企業が移りまして、それに関連するいろいろな企業、あるいは工場なり産業が、業種がくっついていけば一番好ましいわけなんです。まあ、しかし、なかなかやっぱりそうもうまくはいかない面もあると思ひますけれども、少なくともやはりそういう面で御努力をいただいておりますというふうに思ひますが、こういうようなことを考えてみますと、これはまあ開発銀行の調査

を見るまでもなく、一応やっぱりこういうことが常識的には考えられるわけなんです。こういうことで、移る業種がある程度限定されるというふうなことは私好ましくないと思ひますので、そういう点についてのひとつお考えを承りたい。

○政府委員(本田早苗君) 団地を造成するようない、あるいは計画について御相談を受ける際等につきましても、やはり関連中小企業が移転し得るスペースというものを用意するという考え方をとる必要があると思ひます。衆議院のほうにおきましては、附帯決議で、中小企業に対する配慮をせよという点を附帯決議いただいておりますが、そういう配慮はすべきであるというふうに考えております。

○柴田利右門君 この新しい地域開発で工場地方分散をする場合に、いろいろなことを先ほどから私も申し上げておるのですが、一つにはこれがなかなかいまままでの政策の推進の中では実現が遅々として進まなかったことに対して、やはりわが国の産業構造を将来展望してどうするのだというように対する明確さが足りない面もあるのではないかと、このことを考えます。それで、まあこのことに關しては、大臣からはやはりこれからの産業といふのは国際分業といふことも考えなければならぬと、そうすると労働集約型の産業といふものは、先進国と開発途上国との関係、いろいろのことを考えてみると、知識集約的な産業でもって立つというように考えていかなければならぬのではないかと、いふように聞いておりますし、概念的には、私もそういうことについては理解ができるつもりであります。さて、実際各県で、地域でもってこの誘致をする場合に、具体的にはもう一つやっぱりびんとこないところがあるのではないかと、いふような気がいたします。それで、資源型の基幹産業といふのは、これは先ほどから私も申し上げておりますように、いろいろなところでトラブルが起きておるわけでありまして、そうしますと、結局落ちつくものは、機械工業が流通基地といふようなことになるケースが多いのでは

ないかというように思ひますが、こういう点についての御見解をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(田中角榮君) いま申し上げたように、過去のような重化学工業中心の工場ということでは、もう六十年展望、六十五年展望、七十年くらいまでは展望できるかもしれないませんが、それ以上になると、もう石油が一体入ってくるのかというふうな問題もありませんし、なかなか、原材料はそのぐらゐり一体輸入できるのかどうかという問題もございまして、そういう意味で、知識集約型産業といふものに移らなければならぬということ、これはそのとおりでございます。ただ、何がどのようにいふことを明確に申し上げるまでには、いま、まだ至っておりません。これ、いままでは過去の数字の引き伸ばしということが、各国のデータもございまして、そういうものを参考にしながら、過去のデータをずっと引き伸ばしていくというふうなだらうというところで、新全総——新全国総合開発計画ができたわけですが、今後は、やっぱり地域的にも、それから産業の内容も相当吟味をしたもので、ある程度の厚みを持たなければならぬと、こう思ひます。だから、そういう意味で、お話を申し上げるときには、イギリス型の追求ではなく、できればスイスのような空気も水もきれいなものにした、付加価値の高いものをつくりたい、こう思ひますが、全部が全部、付加価値が高いものをつくっても売れるかどうかの問題もございまして、それは簡単なことではないと思ひます。ですから、これからは自然発生ということよりも、やっぱり政府も一つの目標を掲げて、そして将来、日本の姿はこのようのものでありたいということ、そのためには全国の工業の配置はこうである、水や労働力や、いろいろなものの活用もこのようになる、日本の国民の生活もこの程度になりますと、こういうことをやっぱり国民に提示をしなければならぬというように思ひます。そういう意味で、新々全総といふものは、いままでのように、こうな

ると思ひますということだけでは済まないと思ひ
ます。まあどんなものがどこでということとは、
なかなかいえず申し上げられないということに
ござります。ただ、過去の数字、昭和二十九年か
らすと計算をしてみますと、一〇%以上の
高い成長が十六、七年間続いておるわけでありま
すし、去年は、それが四・七%というところまで
一年だけ落ち込んだということでありますが、
これは四・七%や五%じゃ、日本の経済というの
はやっていけないということでありまして、
七・五%——これは七・二%ないし七・五%、これ
を長期的に見ると、六十年までには八%ないし
八・五%、場合によれば九%になるかもしれませ
んと、こう経済企画庁長官は述べておるわけだ
が、これは内容によつて、それは九%成長はでき
ないかもしれない。そのときは七・五%で十分
いいのかもしれない。そういうような問題、こ
れから積み重ねていかなければいかぬと、こう思
ひます。

○柴田利右工門君 これは一応蛇足になるかもし
れませんが、先ほども申しましたように、
工場を再配置することによつて、それを起爆剤に
して新しい都市をつくるということになると、そ
の団地にある、基地にある工場の消長というのが
一斉にやられたのではやっぱり意味をなさぬわけ
ですから、そういう意味では、バラエティーに富
んだいろいろな業種なり、同時に、一番肝心なこ
とは日本の産業構造にマッチして、口で言えば、
成長産業を持つてくるということ、非常に簡単
なことですけれども、いまお話しのように、その点
はなかなかそう簡単に、こういう変化の激しいとき
です、先を見通しながら、先取りをしながら、
やはりそういう点についての適切な指示といいま
すか、指導がなければいけないんじゃないかとい
うふうに思ひますので、せつかく御努力を一つお
願ひを申し上げたいというふうに思ひます。
それから、先ほど私、北関東のことについて
ちょっと触れたんですが、最初にこの案をつくる
当時に、何か調整地域といううのがあったと

いうふうに聞いております。先ほど言った北関東
のことと関連をして、この調整地域の岡山県と鳥
取県の境になつておるようなところは別にしまし
て、一つのいまでいう都市の周辺について、やっ
ぱりこれはそこへ移動するということについては
調整をするような考え方があったやに聞いており
ますが、そういう点についてどのような経緯でこ
ういう考え方がなくなつたのか。あるいは法には
ないけれども、そういう精神というのはいまも生
きておるのか、それは生きておるとすればどのよ
うな形なのか。

それからこれと関連して、首都圏、近畿圏につ
いては、工場を増設したり建設したりすることに
対する制限をする法律があるんですが、こういう
問題も公害等の関係で何か強化をするとかとい
うような話も聞いておりますが、そういう点につ
いてのひとつ御見解もお聞かせをいただきたいと
、こう思ひます。

○政府委員(本田早苗君) 御指摘のように、移転
促進地域と今回の法律で規定する地域の周辺地域
につきまして、やはり税制上の措置を考へる際
には、税による新増設の抑制を考へてしかなるべき
ではないかというふうに考へました。これは先ほど
大臣も申し上げましたように、今回の抑制措置に
ついての税制の問題は、法人税の付加税の問題が
二年延長という形になりました、特別の財源とし
て考へたがたいような状態に相なりましたので、
本年度は見送るといふことになつたわけござ
います。したがひまして、今後、特別財源として
の税制を活用するといふ考へ方を引き続き検討す
る考へ方でありまして、その点につきまして
は、引き続き検討して成果を得るよう努力いた
したいというふうに考へておる次第でございま
す。
それから、首都圏の工場の制限につきまして
は、現在、若干の地域につきまして拡大をいたし
ました、対象地域を。それから、従来は建坪千平
方メートル以上の工場について制限をするといふ
ことになつておりましたのを、今回、五百平方

メートル以上のものは制限の対象になるというふ
うに制限を強化する法案が現在審議されておるま
す。

○柴田利右工門君 さて、移転をするといふこと
を考へた場合に、これはなかなか先頭を切つて移
転をするといふことは実際問題、いろいろ心理的
な面その他からいって、多少問題を踏み切るため
にはあるんではないかといふことを考へるんです
が、その場合に、最初に移転をするところに対
してはそれはどのように何か優遇をするとか、時間
を切つて。そういうようなきめのこまかい促進策
というのがあるといふような気がするんですが、
いかがでしょうか。

○政府委員(本田早苗君) 今回の金融上あるいは
税制上の優遇措置といふのは、まず、出る人に最
初の決断をせよというふん切りの
考へたわけござひまして、そういう意味で
は、特別の措置を考へておるということござ
います。ただ、融資等の問題につきましては、な
おある程度運用上の問題もあるかと思ひますの
で、それらの点については現実の運用の問題とし
て配慮し得る可能性もあるかと思ひますが、制
度としては一応一律のものでスタートをするとい
うことござひますが、それが先べんをつける配
慮になつたといふふうに御理解をいただきたいと
思ひます。

○柴田利右工門君 労働省の方においでをいた
だくようにお願いをしておつたんですが、お見えに
なつていますか。——質問をさせていただきます。
二点御質問をいたします。

これは工業再配置の法案によつて工場を移転を
する、こういうことになれば、まづ先にこの従業
員の問題が出てくるわけなんですが、先回も大臣
からの御説明もありましたように、やはり高年齢
で相当子弟の教育をしておるといふような働く人
たちにとつては、この移転といふのははかど容易
なことではないといふように思ふわけなんです
が、こういう全部の人が移ればそれにしたこと
はありせんけれども、必ずしもそうでない場合

も出てくると思ひますし、考へ方によれば、かな
りの人がやはりその企業と一緒にいけないとい
ふようなことになると思ひます。大都市の場合は、
再就職も地方よりはある意味では容易だといふよ
うに思ひますけれども、現在のようないふ情勢にな
つてくると、それも必ずしもなまやさしい問題では
ないかといふふうに思ひます。同時にまた、新し
く受け入れるほうの労働力につきましても、経済
審議会の立地交通研究委員会でも労働力の問題に
ついては、若年人口が大都市地域に集中したた
めに今後人口の自然増加が、大都市での増加が主
力になつてくると、そこで、大都市に生まれ育つ
た人をいかに地方に移動させるかと、先ほどこれ
は半分ぐらひは実際の移転——Uターンをしてお
るのだと、こういうような御説明もありましたけ
れども、事実はやはりこういうような面も私はあ
らうと思ひます。こういう問題に対する労働力の
対策、同時にこれはすべての面で当てはまるので
あります、いわゆるこの問題がスムーズに順調
に推移をした場合には、目標年次の六十年におき
まして工場分布、工業分布、こういう問題が水
の問題から、電力の問題から、工場用地の問題から
需給見通しといふようなものをきつりさせると
いうことで、資料の中に一応こういう問題も出て
おつたかと思ひますが、労働力の需給見通しにつ
いては、これは必ずしも明確になつていないとい
うふうに思ひます。もちろん、かなり先のことで
ありますので、直ちに確かなお答えはと思ひます
けれども、しかし、順次こういう問題について
も、この法案の推移に従つて対応した形で答えを
出していかなければ、これが一つの障害になつて
も困るわけなんです、そういう点についての御見
解をひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(中原眞君) 先生御指摘のとおり、こ
の工業再配置促進法につきましても労働問題、特
に労働力の問題が、雇用の問題が非常に大きなポ
イントとなるかと存じます。先生先ほどから御指
摘の点は、私もとしまして問題点としておりま
す一番大事な点をほとんど御指摘になつたわけで

ございますけれども、基本的には私どもとしましては、いまの雇用問題といいますが、労働力不足等もいわれておりますけれども、いろいろの面でアンバランスがございますが、そのアンバランスの一番大きな問題は三つございまして、一つは年齢的な問題、学卒には大抵い会社様が群がられるけれども、中高年の雇用にはいろいろ問題がある。それからあとは職種的な問題としましては、やはりものをつくったり、あるいは国民の福祉に役立つようなものについては特に人が足りない。それからもう一つが、ここにありますような地域別の求人求職のアンバランスでございますが、たとえば数字を申し上げますと、四十五年度の各地方別のアンバランスを見ますと、これは職業安定所に申し込んであります求人と求職のアンバランスでございますが、学卒を除いてあります。学卒はもう三倍とか五倍とかということで非常に人が足りないというございまして、学卒を除いた数字で四十五年度全国では、たとえば一・五というのが求人倍率でございます。これは要するに、人間が一人おりますと仕事が一・五あるということで、人が足りないということが学卒を除いても出ておるわけでございますが、特に関東、中部、近畿におきましては、二・五、近畿は二・〇といふふう非常に学卒を除きましても二倍以上の求人がある。ところが、東北におきましては〇・五、九州におきましては〇・七というございまして、こういうところは人も少ないけれども仕事はもっと少ないというふうなことでございます。

したがって、私どものほうとしましては、この工業再配置促進法に非常に期待しているわけでございまして、もちろん工場と同時に人間が行く場合、あるいは行かない場合、いろいろ出てくると思いますが、工場とともに行く人の場合には特に住宅問題、それから教育問題等が大きな問題にならうかと思いますが、雇用促進事業団というふうなところで住宅とか福祉施設を現在つくって

おりますが、今後こういうような工業再配置の構想と見合いましてそういうような設備計画、あるいは運営につきましてそういう雇用促進事業団の住宅とか、それから福祉施設というものは大いに活用していきたい。

それから、残る人の場合でございますが、これは関東、中部、近畿等でございますので、先生御指摘のように、基本的には仕事がたくさんあることにはなっておりますが、やはりその人たちのいままでのやっている仕事と再就職する仕事とがマッチしない場合には、いろいろ技能を覚えていただくために職業訓練をやっていたかどうかということもございまして、中高年の方も多いと思っておりますので、こういう人たちのためには万全の職業あつせん、職業相談計画を計画的になるべく早目にやって万全を期したい、こういうふうにしておるわけでございます。

いずれにしても、こういう工業再配置の促進によりまして日本の雇用問題、先般、パリで各国の注目を浴びた日本的ないろいろな雇用慣行、賃金慣行といふものが問題になったわけでございますが、基本的にはそういうアンバランスがある。なかんずく、そういう地域的なアンバランス、これはヨーロッパ各国も同じように悩んでおるそうでございますが、こういう点につきましては、大いにそういう離職者の就職に配慮しつつ推進することによりましてそういうアンバランスの解消にも役立つべく、かように存するわけでございます。

○柴田利右工門君 これで私の質問を終わりたいと思ひますが、日本の経済は言うまでもありませんが、いままで重化学工業を中心にいたしまして目ざましい発展を遂げてまいったわけであります。しかし、一方では公害等の環境問題が発生をいたしまして、生態学的な観点からいろいろな面で反省が迫られておるわけであります。この工業再配置構想といふのが全国に公害をばらまくというふうなものではなくて、ほんとうの意味で国土の均衡した発展とそして豊かな国づくり、こ

ういうことのためにぜひ役立つようにせつかくの御努力をお願いをしたいというふうに思っておりますが、そういう意味で、十分にいままでの私並びにはかの方の質問なり、それに対する御説明の中でもいろいろわかつておりますので、そのことを御要望申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(大森久司君) 他に御発言がなければ、両案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

次回は、明後八日午前十時三十分から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

第九部

商工委員會會議錄第十七号

昭和四十七年六月六日

【參議院】

昭和四十七年六月二十二日印刷

昭和四十七年六月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D